

## 第二期長野県子ども・子育て支援事業支援計画の点検・評価（令和5年度分）（案）

### 1 第二期長野県子ども・子育て支援事業支援計画の概要

子どもの育ちと子育てを、社会全体で支援していくことが必要であり、こうした取組を通じて、すべての子どもの健やかな育ちを実現するため、子ども・子育て支援法第62条第1項に基づき、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成26年7月2日内閣府告示第159号）に即して本計画を令和2年3月に策定しました。

#### （1）計画期間

令和2年度から令和6年度までの5年間

#### （2）計画の概要

##### ア 基本目標

「みんなで支える子育て安心県」の構築

##### イ 計画の構成

■ はじめに
1 計画策定の趣旨
2 計画の性格
3 計画期間
■ 計画策定の背景
1 子ども・子育てを取り巻く状況
2 第一期 長野県子ども・子育て支援事業支援計画の進捗状況
■ 計画の基本理念等
1 基本理念
2 基本目標
3 達成状況の点検及び評価
■ 具体的施策の内容
第1編 幼児期の教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の推進
第1節 区域の設定について
第2節 教育・保育の需要と提供体制の確保
第3節 幼児期の教育・保育の一体的提供
第4節 施設等利用給付の円滑な実施の確保について
第5節 教育・保育等、従事者の確保及び資質向上
第6節 地域子ども・子育て支援事業の推進
第7節 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整
第8節 教育・保育情報の公表
第2編 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援
第1節 児童虐待防止対策の充実
第2節 社会的養育の充実・強化
第3節 ひとり親家庭の自立支援の推進
第4節 障がい児施策の充実

## 2 点検・評価の内容

### (1) 点検・評価の趣旨

計画を着実に推進していくため、本計画に掲げる施策の実施状況については、毎年度、把握・評価し、「長野県社会福祉審議会子育て支援専門分科会」において審議するとともに、県のホームページ等で公表することとしています。

令和6年度は、令和5年度実績の点検・評価を実施します。

### (2) 点検・評価の対象

#### ア 基本目標の達成状況

基本目標「みんなで支える子育て安心県」の構築を実現するために、「保育所等利用待機児童数」等8つの達成目標（指標）を設定しており、令和5年度の進捗状況を点検・評価します。

#### イ 教育・保育の需要と提供体制の確保状況

県全体の教育・保育の需要と提供体制の確保状況を点検・評価します。

#### ウ 地域子ども・子育て支援事業の実施状況

県全体の地域子ども・子育て支援事業の実施状況を点検・評価します。

#### エ 具体的施策の達成状況

本計画中に定めている99の具体的施策について、令和5年度の実績及び今後の施策の方向性を各担当課において点検・評価します。本計画「■具体的施策の内容」の各編に応じた点検・評価対象の施策数は以下のとおりです。

- ・第1編 幼児期の教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の推進 49
- ・第2編 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援 50

## 2 点検・評価の結果

### (1) 基本目標の達成状況

各指標について目標に向けて着実に推移しており、引き続き目標達成できるよう、子ども・子育て支援に取り組んでいきます。

指標名	H30実績	R5年度実績	目標(R6)	備考	担当課(室)
保育所等利用待機児童数	101人	9人	0人	保育所等の利用に係る待機児童数	こども・家庭課
病児・病後児保育利用可能市町村割合(市町村数)	83.1% (64市町村)	89.6% (69市町村)	90.9% (70市町村)	病気または病気の回復期にある子どもの保育を行う「病児・病後児保育事業」の利用可能な市町村割合、市町村数	こども・家庭課
放課後子どもプラン(児童クラブ・子ども教室)登録児童数	39,744人	44,979人	44,200人	放課後児童クラブ又は放課後子ども教室を利用するため、事前に登録した小学生の数	こども・家庭課/ 文化財・生涯学習課
里親等委託率	16.1%	21.5% (速報値)	23.8%	児童養護施設、乳児院、ファミリーホーム、里親に委託された児童のうち、里親、ファミリーホームへ委託されている割合	こども・家庭課 児童相談・養育支援室
母子家庭等就業・自立支援センター登録者の就業率	73.3%	61.4%	80%	ひとり親家庭に対して就職のための支援を行う「母子家庭等就業・自立支援センター」の登録者のうち、就業に至った割合	こども・家庭課
信州やまほいく(信州型自然保育)認定園数	185園	298園	280園	信州の豊かな自然環境や多様な地域資源を活用した、屋外を中心とする様々な体験活動を行う保育・幼児教育を行う施設として県の認定を受けた園数	こども・家庭課
保育士・幼稚園教諭のキャリアアップ研修受講者割合	16.5%	集計中	70%	保育士・幼稚園教諭の処遇改善の要件となるキャリアアップ研修の受講者の割合	こども・家庭課
乳幼児検診の未受診者の全数の状況を把握する体制がある市町村数	75市町村	7月～8月頃確定	77市町村(R5)	乳幼児検診の未受診者の全数の状況を把握する体制がある市町村数	保健・疾病対策課

### (2) 教育・保育の需要と提供体制の確保状況

年度ごとに設定した教育・保育の需要と提供体制の計画とそれに対応する実績を令和5年度及び令和6年度の各4月1日時点について点検・評価します。(今回の計画点検・評価の対象年度は令和5年度ですが、令和6年4月1日時点についても併せて点検・評価します。)

需要の計画値は、計画策定時に、就学前児童がいる保護者に対し、市町村が実施したアンケート調査の結果をもとに算出した「市町村子ども・子育て支援事業計画」の区分ごとに集計した数値であり、実績値は、区分ごとの認定子ども数を集計した数値

です。

また、圏域ごとに不足分が明確になるよう、市町村域で充足している場合は、項目ごと、需要と提供体制を同数値として合計しています。

長野市については10月1日時点で集計しているため令和6年度の数値からは除外しています。

その他の用語の定義や数値の集計の考え方についても計画の策定時と同様です。

(基準年度：各年度4月1日時点、単位：人)

(長野市は各年度10月1日時点)

区分			令和5年度 計画	令和5年度 実績	令和6年度 計画	令和6年度 実績
1号認定	必要利用定員総数(需要)	A	9,143	8,590	6,758	5,444
	利用定員の合計(提供体制)	B=C+D	9,512	8,590	7,124	5,444
	特定教育・保育施設	C	5,222	5,137	4,601	3,610
	確認を受けない幼稚園	D	4,290	3,453	2,523	1,834
	過不足	E=B-A	369	0	366	0
2号認定	必要利用定員総数(需要)	F=G+H	35,584	32,616	28,860	26,118
	教育ニーズ	G	2,519	—	1,651	—
	保育ニーズ	H	33,065	—	27,209	—
	利用定員の合計(提供体制)	I=J+K	35,215	32,616	28,494	26,118
	特定教育・保育施設	J	34,772	32,307	28,051	25,924
	認可外保育施設	K	443	309	443	194
過不足	L=I-F	▲ 369	0	▲ 366	0	
3号認定 0歳児	必要利用定員総数(需要)	M	2,965	1,606	2,363	1,031
	利用定員の合計(提供体制)	N=O+P+Q	2,956	1,576	2,363	1,029
	特定教育・保育施設	O	2,756	1,381	2,163	863
	特定地域型保育事業所	P	144	130	144	105
	認可外保育施設	Q	56	65	56	61
	過不足	R=N-M	▲ 9	▲ 30	0	▲ 2
3号認定 1~2歳児	必要利用定員総数(需要)	S	14,864	13,974	12,331	11,477
	利用定員の合計(提供体制)	T=U+V+W	14,832	13,870	12,300	11,262
	特定教育・保育施設	U	14,108	12,833	11,570	10,307
	特定地域型保育事業所	V	421	716	425	662
	認可外保育施設	W	303	321	305	293
	過不足	X=T-S	▲ 32	▲ 104	▲ 31	▲ 215

※0歳児の大部分は年度途中入所であるのに対して、基準日が4月1日であるため、3号認定(0歳児)の需要には、計画と実績に乖離があります。

## <全体的な状況>

- 各年度ともに、1号認定2号認定にかかる提供体制は充足していますが、3号認定に係る提供体制が不足しています。
- 3号認定に係る提供体制が不足している理由としては、3歳未満児の需要が増加していること、また、保育士が不足していることが挙げられます。  
(⇒各圏域の教育・保育の需要と提供体制の確保状況は別紙1のとおり)

## <今後の方向性>

- 保育の提供体制が不足している要因の1つとして、保育士不足があることから、令和6年度に保育士人材バンクを「保育士・保育所支援センター」へ改組し、潜在保育士への復職支援や保育士の魅力発信、県外保育士の就職活動や移住への支援など、保育人材の確保策を強化してまいります。
- さらに、保育士の業務負担軽減策として、ICT化の推進や保育補助者の活用など職場の環境改善について、市町村の取組を支援してまいります。

## (3) 地域子ども・子育て支援事業の実施状況

令和5年度の地域子ども・子育て支援事業の実施状況の計画とそれに対応する実績について点検・評価します。用語の定義や数値の集計の考え方については計画の策定時と同様です。

### 1 放課後児童クラブ

(単位:人(年度末登録児童数))

区分		令和5年度計画	令和5年度実績
必要利用定員総数(需要)	A	28,506	19,896
利用定員の合計(提供体制)	B	28,292	19,629
過不足	C=B-A	▲ 214	▲ 267

### 2 延長保育事業

(単位:人(実人数))

区分		令和5年度計画	令和5年度実績
必要利用定員総数(需要)	A	19,645	17,245
利用定員の合計(提供体制)	B	19,645	17,245
過不足	C=B-A	0	0

### 3 一時預かり事業(幼稚園型I・IIを除く)

(単位:人日(延べ人数))

区分		令和5年度計画	令和5年度実績
必要利用定員総数(需要)	A	85,502	62,738
利用定員の合計(提供体制)	B=C+D+E	85,502	62,738
一時預かり事業	C	82,190	57,573
ファミリーサポート事業 (病児・緊急対応強化事業を除く)	D	3,202	5,124
トワイライト事業	E	110	41
過不足	F=B-A	0	0

#### 4 病児保育事業

(単位:人日(延べ人数))

区分		令和5年度計画	令和5年度実績
必要利用定員総数(需要)	A	18,925	12,702
利用定員の合計(提供体制)	B=C+D	18,920	12,702
病児保育事業	C	18,737	12,634
ファミリーサポート事業 (病児・緊急対応強化事業)	D	183	68
過 不 足	E=B-A	▲ 5	0

#### 5 ファミリー・サポート・センター事業(就学児対象)

(単位:人日(延べ人数))

区分		令和5年度計画	令和5年度実績
必要利用定員総数(需要)	A	18,092	12,052
利用定員の合計(提供体制)	B	18,092	11,946
過 不 足	C=B-A	0	▲ 106

#### 6 子育て短期支援事業(ショートステイ)

(単位:人日(延べ人数))

区分		令和5年度計画	令和5年度実績
必要利用定員総数(需要)	A	1,503	1,592
利用定員の合計(提供体制)	B	1,503	1,592
過 不 足	C=B-A	0	0

#### 7 地域子育て支援拠点事業

(単位:か所(年度末))

区分		令和5年度計画	令和5年度実績
確 保 方 策		213	224

#### <全体的な状況>

- 放課後児童クラブ、ファミリー・サポート・センター事業においては、提供体制が需要を下回っています。

#### <今後の方向性>

- 地域子ども・子育て支援事業の運営費や施設整備費を補助し、市町村が各事業を円滑に実施できるよう、引き続き市町村に対して必要な支援を実施します。
- 放課後児童支援員認定資格研修や子育て支援員研修について、オンラインで実施するなど、より多くの人々が受講しやすい実施方法を検討し、地域子ども・子育て支援事業の担い手の確保を図ります。

#### (4) 具体的施策の達成状況

99の具体的施策について「令和5年度実績」及び「達成状況を踏まえた今後の施策の方向性」を記載し、点検・評価するとともに各担当課において「令和5年度進捗度」として、A～Dの4段階で評価します。

99の具体的施策のうち、「A計画以上に進んでいる」評価は0事業、「B計画どおり進んでいる」評価は94事業、「C計画から遅れている」評価は3事業、「D事業終了」評価は2事業でした。(個別の状況は別紙2のとおり)

※「事業終了」は市町村の要望がなく県として終了した事業

		A 計画以上に 進んでいる	B 計画どおり 進んでいる	C 計画から遅 れている	D 事業終了	合計
幼児期の教育・保育の提供と 地域子ども・子育て支援事業 の推進	件数	0	48	0	1	49
	割合	0%	98%	0%	2%	100%
子どもに関する専門的な知識 及び技術を要する支援	件数	0	46	3	1	50
	割合	0%	92%	6%	2%	100%
合 計	件数	0	94	3	2	99
	割合	0%	95%	3%	2%	100%

## 第二期 市町村子ども子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価 教育・保育の量の見込み(実績)、確保方策(実績)

基準時点:各年度4月1日

(長野市:各年度10月1日)

区分			令和5年度 計画	令和5年度 実績	令和6年度 計画	令和6年度 実績
1号認定	必要利用定員総数(需要)	A	9,143	8,590	6,758	5,444
	利用定員の合計(提供体制)	B=C+D	9,512	8,590	7,124	5,444
	特定教育・保育施設	C	5,222	5,137	4,601	3,610
	確認を受けない幼稚園	D	4,290	3,453	2,523	1,834
	過不足	E=B-A	369	0	366	0
2号認定	必要利用定員総数(需要)	F=G+H	35,584	32,616	28,860	26,118
	教育ニーズ	G	2,519	—	1,651	—
	保育ニーズ	H	33,065	—	27,209	—
	利用定員の合計(提供体制)	I=J+K	35,215	32,616	28,494	26,118
	特定教育・保育施設	J	34,772	32,307	28,051	25,924
	認可外保育施設	K	443	309	443	194
	過不足	L=I-F	▲ 369	0	▲ 366	0
3号認定 0歳児	必要利用定員総数(需要)	M	2,965	1,606	2,363	1,031
	利用定員の合計(提供体制)	N=O+P+Q	2,956	1,576	2,363	1,029
	特定教育・保育施設	O	2,756	1,381	2,163	863
	特定地域型保育事業所	P	144	130	144	105
	認可外保育施設	Q	56	65	56	61
	過不足	R=N-M	▲ 9	▲ 30	0	▲ 2
3号認定 1~2歳児	必要利用定員総数(需要)	S	14,864	13,974	12,331	11,477
	利用定員の合計(提供体制)	T=U+V+W	14,832	13,870	12,300	11,262
	特定教育・保育施設	U	14,108	12,833	11,570	10,307
	特定地域型保育事業所	V	421	716	425	662
	認可外保育施設	W	303	321	305	293
	過不足	X=T-S	▲ 32	▲ 104	▲ 31	▲ 215

## 佐久圏域

基準時点:各年度4月1日

区分			令和5年度 計画	令和5年度 実績	令和6年度 計画	令和6年度 実績
1号認定	必要利用定員総数(需要)	A	1,091	1,350	1,048	1,261
	利用定員の合計(提供体制)	B=C+D	1,104	1,350	1,060	1,261
	特定教育・保育施設	C	368	702	348	655
	確認を受けない幼稚園	D	736	648	712	606
	過不足	E=B-A	13	0	12	0
2号認定	必要利用定員総数(需要)	F=G+H	3,429	3,186	3,374	3,150
	教育ニーズ	G	347	—	351	—
	保育ニーズ	H	3,082	—	3,023	—
	利用定員の合計(提供体制)	I=J+K	3,416	3,186	3,362	3,150
	特定教育・保育施設	J	3,416	3,160	3,362	3,132
	認可外保育施設	K	0	26	0	18
過不足	L=I-F	▲ 13	0	▲ 12	0	
3号認定 0歳児	必要利用定員総数(需要)	M	366	138	379	147
	利用定員の合計(提供体制)	N=O+P+Q	366	138	379	147
	特定教育・保育施設	O	344	112	357	125
	特定地域型保育事業所	P	22	22	22	15
	認可外保育施設	Q	0	4	0	7
	過不足	R=N-M	0	0	0	0
3号認定 1~2歳児	必要利用定員総数(需要)	S	1,458	1,512	1,470	1,519
	利用定員の合計(提供体制)	T=U+V+W	1,458	1,512	1,470	1,519
	特定教育・保育施設	U	1,391	1,367	1,404	1,412
	特定地域型保育事業所	V	67	109	66	75
	認可外保育施設	W	0	36	0	32
	過不足	X=T-S	0	0	0	0

上田圏域

基準時点:各年度4月1日

区分			令和5年度 計画	令和5年度 実績	令和6年度 計画	令和6年度 実績
1号認定	必要利用定員総数(需要)	A	790	962	781	845
	利用定員の合計(提供体制)	B=C+D	1,104	962	1,094	845
	特定教育・保育施設	C	208	424	209	430
	確認を受けない幼稚園	D	896	538	885	415
	過不足	E=B-A	314	0	313	0
2号認定	必要利用定員総数(需要)	F=G+H	3,339	2,998	3,310	2,926
	教育ニーズ	G	342	—	341	
	保育ニーズ	H	2,997	—	2,969	
	利用定員の合計(提供体制)	I=J+K	3,025	2,998	2,997	2,926
	特定教育・保育施設	J	3,025	2,929	2,997	2,867
	認可外保育施設	K	0	69	0	59
過不足	L=I-F	▲ 314	0	▲ 313	0	
3号認定 0歳児	必要利用定員総数(需要)	M	352	108	352	57
	利用定員の合計(提供体制)	N= O+P+Q	352	108	352	57
	特定教育・保育施設	O	328	92	328	55
	特定地域型保育事業所	P	24	16	24	2
	認可外保育施設	Q	0	0	0	0
	過不足	R=N-M	0	0	0	0
3号認定 1~2歳児	必要利用定員総数(需要)	S	1,433	1,314	1,412	1,376
	利用定員の合計(提供体制)	T= U+V+W	1,433	1,280	1,412	1,268
	特定教育・保育施設	U	1,373	1,185	1,349	1,171
	特定地域型保育事業所	V	54	95	59	97
	認可外保育施設	W	6	0	4	0
	過不足	X=T-S	0	▲ 34	0	▲ 108

諏訪圏域

基準時点:各年度4月1日

区分			令和5年度 計画	令和5年度 実績	令和6年度 計画	令和6年度 実績
1号認定	必要利用定員総数(需要)	A	687	485	676	371
	利用定員の合計(提供体制)	B=C+D	687	485	676	371
	特定教育・保育施設	C	613	466	603	363
	確認を受けない幼稚園	D	74	19	73	8
	過不足	E=B-A	0	0	0	0
2号認定	必要利用定員総数(需要)	F=G+H	3,227	3,338	3,167	3,165
	教育ニーズ	G	107	0	105	0
	保育ニーズ	H	3,120	0	3,062	0
	利用定員の合計(提供体制)	I=J+K	3,227	3,338	3,167	3,165
	特定教育・保育施設	J	3,171	3,280	3,111	3,162
	認可外保育施設	K	56	58	56	3
過不足	L=I-F	0	0	0	0	
3号認定 0歳児	必要利用定員総数(需要)	M	205	54	210	50
	利用定員の合計(提供体制)	N= O+P+Q	205	54	210	49
	特定教育・保育施設	O	187	51	192	44
	特定地域型保育事業所	P	16	3	16	5
	認可外保育施設	Q	2	0	2	0
	過不足	R=N-M	0	0	0	▲ 1
3号認定 1~2歳児	必要利用定員総数(需要)	S	1,210	1,072	1,222	1,077
	利用定員の合計(提供体制)	T= U+V+W	1,210	1,072	1,222	1,070
	特定教育・保育施設	U	1,143	1,025	1,155	1,029
	特定地域型保育事業所	V	55	47	55	41
	認可外保育施設	W	12	0	12	0
	過不足	X=T-S	0	0	0	▲ 7

## 伊那圏域

基準時点:各年度4月1日

区分			令和5年度 計画	令和5年度 実績	令和6年度 計画	令和6年度 実績
1号認定	必要利用定員総数(需要)	A	376	257	371	223
	利用定員の合計(提供体制)	B=C+D	376	257	371	223
	特定教育・保育施設	C	366	257	361	223
	確認を受けない幼稚園	D	10	0	10	0
	過不足	E=B-A	0	0	0	0
2号認定	必要利用定員総数(需要)	F=G+H	3,489	2,273	3,456	2,215
	教育ニーズ	G	6	—	6	—
	保育ニーズ	H	3,483	—	3,450	—
	利用定員の合計(提供体制)	I=J+K	3,489	2,273	3,456	2,215
	特定教育・保育施設	J	3,484	2,272	3,451	2,214
	認可外保育施設	K	5	1	5	1
過不足	L=I-F	0	0	0	0	
3号認定 0歳児	必要利用定員総数(需要)	M	324	84	323	87
	利用定員の合計(提供体制)	N=O+P+Q	324	84	323	87
	特定教育・保育施設	O	324	83	323	86
	特定地域型保育事業所	P	0	0	0	0
	認可外保育施設	Q	0	1	0	1
	過不足	R=N-M	0	0	0	0
3号認定 1~2歳児	必要利用定員総数(需要)	S	1,460	1,202	1,443	1,283
	利用定員の合計(提供体制)	T=U+V+W	1,460	1,202	1,443	1,281
	特定教育・保育施設	U	1,459	1,198	1,442	1,277
	特定地域型保育事業所	V	0	0	0	0
	認可外保育施設	W	1	4	1	4
	過不足	X=T-S	0	0	0	▲ 2

飯伊圏域

基準時点:各年度4月1日

区分			令和5年度 計画	令和5年度 実績	令和6年度 計画	令和6年度 実績
1号認定	必要利用定員総数(需要)	A	222	239	218	248
	利用定員の合計(提供体制)	B=C+D	222	239	218	248
	特定教育・保育施設	C	222	239	218	248
	確認を受けない幼稚園	D	0	0	0	0
	過不足	E=B-A	0	0	0	0
2号認定	必要利用定員総数(需要)	F=G+H	3,604	3,033	3,518	2,878
	教育ニーズ	G	332	—	326	—
	保育ニーズ	H	3,272	—	3,192	—
	利用定員の合計(提供体制)	I=J+K	3,604	3,033	3,518	2,878
	特定教育・保育施設	J	3,594	3,028	3,508	2,874
	認可外保育施設	K	10	5	10	4
過不足	L=I-F	0	0	0	0	
3号認定 0歳児	必要利用定員総数(需要)	M	367	118	364	102
	利用定員の合計(提供体制)	N=O+P+Q	358	118	364	101
	特定教育・保育施設	O	358	113	364	96
	特定地域型保育事業所	P	0	5	0	5
	認可外保育施設	Q	0	0	0	0
	過不足	R=N-M	▲9	0	0	▲1
3号認定 1~2歳児	必要利用定員総数(需要)	S	1,511	1,345	1,494	1,366
	利用定員の合計(提供体制)	T=U+V+W	1,502	1,345	1,494	1,366
	特定教育・保育施設	U	1,500	1,285	1,492	1,301
	特定地域型保育事業所	V	2	60	2	64
	認可外保育施設	W	0	0	0	1
	過不足	X=T-S	▲9	0	0	0

## 木曾圏域

基準時点:各年度4月1日

区分			令和5年度 計画	令和5年度 実績	令和6年度 計画	令和6年度 実績
1号認定	必要利用定員総数(需要)	A	25	29	25	26
	利用定員の合計(提供体制)	B=C+D	25	29	25	26
	特定教育・保育施設	C	25	29	25	26
	確認を受けない幼稚園	D	0	0	0	0
	過不足	E=B-A	0	0	0	0
2号認定	必要利用定員総数(需要)	F=G+H	348	305	338	303
	教育ニーズ	G	32	—	30	—
	保育ニーズ	H	316	—	308	—
	利用定員の合計(提供体制)	I=J+K	348	305	338	303
	特定教育・保育施設	J	348	305	338	303
	認可外保育施設	K	0	0	0	0
過不足	L=I-F	0	0	0	0	
3号認定 0歳児	必要利用定員総数(需要)	M	12	5	12	0
	利用定員の合計(提供体制)	N=O+P+Q	12	3	12	0
	特定教育・保育施設	O	12	3	12	0
	特定地域型保育事業所	P	0	0	0	0
	認可外保育施設	Q	0	0	0	0
	過不足	R=N-M	0	▲2	0	0
3号認定 1~2歳児	必要利用定員総数(需要)	S	103	86	103	75
	利用定員の合計(提供体制)	T=U+V+W	103	86	103	75
	特定教育・保育施設	U	103	86	103	75
	特定地域型保育事業所	V	0	0	0	0
	認可外保育施設	W	0	0	0	0
	過不足	X=T-S	0	0	0	0

松本圏域

基準時点:各年度4月1日

区分			令和5年度 計画	令和5年度 実績	令和6年度 計画	令和6年度 実績
1号認定	必要利用定員総数(需要)	A	2,597	2,130	2,530	1,619
	利用定員の合計(提供体制)	B=C+D	2,666	2,130	2,597	1,619
	特定教育・保育施設	C	2,111	1,420	2,104	1,096
	確認を受けない幼稚園	D	555	710	493	523
	過不足	E=B-A	69	0	67	0
2号認定	必要利用定員総数(需要)	F=G+H	7,131	6,991	7,013	6,839
	教育ニーズ	G	313	0	308	0
	保育ニーズ	H	6,818	0	6,705	1,686
	利用定員の合計(提供体制)	I=J+K	7,062	6,991	6,946	6,839
	特定教育・保育施設	J	7,055	6,883	6,939	6,768
	認可外保育施設	K	7	108	7	71
過不足	L=I-F	▲ 69	0	▲ 67	0	
3号認定 0歳児	必要利用定員総数(需要)	M	353	346	351	365
	利用定員の合計(提供体制)	N= O+P+Q	353	318	351	365
	特定教育・保育施設	O	263	222	261	252
	特定地域型保育事業所	P	70	49	70	61
	認可外保育施設	Q	20	47	20	52
	過不足	R=N-M	0	▲ 28	0	0
3号認定 1~2歳児	必要利用定員総数(需要)	S	3,057	2,731	3,113	2,756
	利用定員の合計(提供体制)	T= U+V+W	3,057	2,731	3,113	2,698
	特定教育・保育施設	U	2,636	2,234	2,688	2,197
	特定地域型保育事業所	V	217	280	217	298
	認可外保育施設	W	204	217	208	203
	過不足	X=T-S	0	0	0	▲ 58

## 大町圏域

基準時点:各年度4月1日

区分			令和5年度 計画	令和5年度 実績	令和6年度 計画	令和6年度 実績
1号認定	必要利用定員総数(需要)	A	214	206	209	172
	利用定員の合計(提供体制)	B=C+D	214	206	209	172
	特定教育・保育施設	C	189	206	184	172
	確認を受けない幼稚園	D	25	0	25	0
	過不足	E=B-A	0	0	0	0
2号認定	必要利用定員総数(需要)	F=G+H	771	697	752	670
	教育ニーズ	G	61	0	61	0
	保育ニーズ	H	710	0	691	0
	利用定員の合計(提供体制)	I=J+K	771	697	752	670
	特定教育・保育施設	J	421	691	402	664
	認可外保育施設	K	350	6	350	6
過不足	L=I-F	0	0	0	0	
3号認定 0歳児	必要利用定員総数(需要)	M	53	7	53	13
	利用定員の合計(提供体制)	N=O+P+Q	53	7	53	13
	特定教育・保育施設	O	53	7	53	9
	特定地域型保育事業所	P	0	0	0	4
	認可外保育施設	Q	0	0	0	0
	過不足	R=N-M	0	0	0	0
3号認定 1~2歳児	必要利用定員総数(需要)	S	240	252	238	266
	利用定員の合計(提供体制)	T=U+V+W	240	252	238	266
	特定教育・保育施設	U	240	242	238	245
	特定地域型保育事業所	V	0	10	0	21
	認可外保育施設	W	0	0	0	0
	過不足	X=T-S	0	0	0	0

## 長野圏域

基準時点：各年度4月1日（長野市：10月1日）

区分			令和5年度 計画	令和5年度 実績	令和6年度 計画	令和6年度 実績
1号認定	必要利用定員総数(需要)	A	2,925	2,723	691	493
	利用定員の合計(提供体制)	B=C+D	2,898	2,723	665	493
	特定教育・保育施設	C	1,000	1,274	433	295
	確認を受けない幼稚園	D	1,898	1,449	232	198
	過不足	E=B-A	▲ 27	0	▲ 26	0
2号認定	必要利用定員総数(需要)	F=G+H	8,846	8,447	2,568	2,704
	教育ニーズ	G	950	—	96	—
	保育ニーズ	H	7,896	—	2,472	—
	利用定員の合計(提供体制)	I=J+K	8,873	8,447	2,594	2,704
	特定教育・保育施設	J	8,858	8,420	2,579	2,681
	認可外保育施設	K	15	27	15	23
	過不足	L=I-F	27	0	26	0
3号認定 0歳児	必要利用定員総数(需要)	M	771	694	161	161
	利用定員の合計(提供体制)	N=O+P+Q	771	694	161	161
	特定教育・保育施設	O	763	662	153	156
	特定地域型保育事業所	P	0	32	0	4
	認可外保育施設	Q	8	0	8	1
	過不足	R=N-M	0	0	0	0
3号認定 1～2歳児	必要利用定員総数(需要)	S	3,743	3,875	1,201	1,226
	利用定員の合計(提供体制)	T=U+V+W	3,720	3,805	1,170	1,186
	特定教育・保育施設	U	3,690	3,669	1,140	1,111
	特定地域型保育事業所	V	0	86	0	36
	認可外保育施設	W	30	50	30	39
	過不足	X=T-S	▲ 23	▲ 70	▲ 31	▲ 40

※長野市のR6については基準日が10月1日のため数値から除外

## 北信圏域

基準時点:各年度4月1日

区分			令和5年度 計画	令和5年度 実績	令和6年度 計画	令和6年度 実績
1号認定	必要利用定員総数(需要)	A	216	209	209	186
	利用定員の合計(提供体制)	B=C+D	216	209	209	186
	特定教育・保育施設	C	120	120	116	102
	確認を受けない幼稚園	D	96	89	93	84
	過不足	E=B-A	0	0	0	0
2号認定	必要利用定員総数(需要)	F=G+H	1,400	1,348	1,364	1,268
	教育ニーズ	G	29	—	27	—
	保育ニーズ	H	1,371	—	1,337	—
	利用定員の合計(提供体制)	I=J+K	1,400	1,348	1,364	1,268
	特定教育・保育施設	J	1,400	1,339	1,364	1,259
	認可外保育施設	K	0	9	0	9
過不足	L=I-F	0	0	0	0	
3号認定 0歳児	必要利用定員総数(需要)	M	162	52	158	49
	利用定員の合計(提供体制)	N=O+P+Q	162	52	158	49
	特定教育・保育施設	O	124	36	120	40
	特定地域型保育事業所	P	12	3	12	9
	認可外保育施設	Q	26	13	26	0
	過不足	R=N-M	0	0	0	0
3号認定 1~2歳児	必要利用定員総数(需要)	S	649	585	635	533
	利用定員の合計(提供体制)	T=U+V+W	649	585	635	533
	特定教育・保育施設	U	573	542	559	489
	特定地域型保育事業所	V	26	29	26	30
	認可外保育施設	W	50	14	50	14
	過不足	X=T-S	0	0	0	0

No	項目・施策の展開		計画記載内容	令和5年度実績	令和5年度進捗度 A 計画以上に進んでいる B 計画どおり進んでいる C 計画から遅れている D 事業終了	達成状況を踏まえた今後の施策の方向性	担当課(室)	
1	幼児期の教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の推進	教育・保育の需要と提供体制の確保	待機児童の状況	平成29年度から就業を希望する潜在保育士と採用を希望する保育所とのマッチングを行うことで保育士確保を図る保育士人材バンクをスタートさせ、平成30年11月には、マッチングを行うコーディネーターを増員しました。この保育士人材バンクを活用し、広域的な情報収集・提供、マッチングを行うことで、保育士不足に起因する待機児童の抑制を図ります。	令和5年度のマッチング数の実績は39件でした。(平成30年度:30件、令和元年度:82件、令和2年度:46件、令和3年度:42人、令和4年度:22人)。	B 計画どおり進んでいる	引き続き本事業の周知を行い、潜在保育士の登録者数の増加を図るとともに、コーディネーターによる求職者と求人事業所とのマッチングを行って、保育士不足の解消を図ります。	こども・家庭課
2	幼児期の教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の推進	教育・保育の需要と提供体制の確保	待機児童の状況	質の高い保育士の養成及び確保を図るため、保育士の養成施設に在学する学生に対して修学資金を貸与することにより、新卒保育士の県内定着を促進します。	卒業後県内保育所等に保育士として5年間勤務すると返還免除となる保育士修学資金を、保育士養成施設に在籍する学生99名に対して新規貸付けをしました。	B 計画どおり進んでいる	原資不足とならないよう国に対して継続的に補助事業の実施を要望するとともに、制度の周知を広く行って修学資金の貸付け制度を活用し、新卒保育士の県内定着を図ります。	こども・家庭課
3	幼児期の教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の推進	教育・保育の需要と提供体制の確保	待機児童の状況	地域の実情に応じた多様な保育需要に対応し、早期の受け皿確保のため、令和元年度より3年間の限定事業として3歳未満児の保育の受け皿となる地域型保育事業開設に必要な施設整備に係る経費の補助を行います。	令和5年度は待機児童発生市町村から補助事業活用の要望がなかったため事業終了。	D 事業終了	R1～R3までの3か年サンセット事業でしたが、待機児童が発生している市から補助事業継続の要望があり、待機児童解消のため待機児童発生市町村に限定し本事業を継続しました。(1市1施設に補助を実施予定) 令和5年度は待機児童発生市町村から補助事業活用の要望がなかったため事業終了。	こども・家庭課
4	幼児期の教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の推進	教育・保育の需要と提供体制の確保	信州やまほいく(信州型自然保育)の普及について	幼児期の子どもの自己肯定感、創造力、耐久力、回復力などの「人間力の基本」となる能力を育み、また自然保育の社会的信頼性の向上を図ることにより、「子育て先進県ながの」の新たなブランドとして確立し、県内外に普及させます。	令和5年度は新たに28園を信州やまほいく(信州型自然保育)として認定し、認定園数は298園となりました。	B 計画どおり進んでいる	認定園が増加するよう、認定園の割合が少ない市町村に働きかけます。また、どの市町村の居住者も認定園を選択できるよう、すべての市町村に認定園が所在することを目指します。	こども・家庭課
5	幼児期の教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の推進	教育・保育の需要と提供体制の確保	信州やまほいく(信州型自然保育)の普及について	所得の高低にかかわらず自然保育を受ける機会を確保するため、認定園のうち認可外保育施設を利用し、国の幼児教育無償化の対象とならない世帯を支援します。	令和5年度は6施設31名の保育料を支援しました。	B 計画どおり進んでいる	引き続き、国の幼児教育無償化の対象とならない世帯を支援し、信州やまほいくを受ける機会の確保を図ります。	こども・家庭課
6	幼児期の教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の推進	教育・保育の需要と提供体制の確保	信州やまほいく(信州型自然保育)の普及について	認定団体の保育環境の向上のため、公的助成のない団体(認可外保育施設)へ職員の処遇向上を目的とした人件費の助成及び自然保育活動を行う団体に対する助成を行います。	令和5年度は9団体に人件費等の助成を行いました。また、8団体に自然保育活動フィールドの整備に要する経費を補助しました。	B 計画どおり進んでいる	引き続き、認可外保育施設に対する助成を行い、認定園の職員の処遇向上を図ります。	こども・家庭課
7	幼児期の教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の推進	教育・保育の需要と提供体制の確保	信州やまほいく(信州型自然保育)の普及について	認定団体が自然保育についての理解や経験を実践的に深めることができるよう、認定団体のニーズに応じた選択型研修を実施します。	令和5年度は計29回の研修を実施し、延887名の保育者が参加しました。	B 計画どおり進んでいる	会場参集による実践形式の研修に加え、保育者が参加しやすいオンライン形式による講義形式の研修を実施し、信州やまほいくの質の向上を図ります。	こども・家庭課

No	項目・施策の展開			計画記載内容	令和5年度実績	令和5年度進捗度 A 計画以上に進んでいる B 計画どおり進んでいる C 計画から遅れている D 事業終了	達成状況を踏まえた今後の施策の方向性	担当課(室)
8	幼児期の教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の推進	教育・保育の需要と提供体制の確保	信州やまほいく(信州型自然保育)の普及について	自然保育ポータルサイト「信州やまほいくの郷」の運用やセミナー等を通して、信州型自然保育の周知及び県内外の子育て世代や保育者への積極的な情報発信を行います。	令和5年度は「信州やまほいくの郷」へ約33万回のアクセスがありました。	B 計画どおり進んでいる	引き続き「信州やまほいくの郷」を通じて情報発信を行い、県内外の子育て世代や保育者へ信州やまほいくの認知・理解を図ります。	こども・家庭課
9	幼児期の教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の推進	教育・保育の需要と提供体制の確保	幼児教育支援センターの設置	センター長に、県立大学こども学科長を登用するなど、大学や保育現場の知見を取り入れた「オールながの」の運営体制により、センター事業を常にブラッシュアップしていきます。	センター長に、県立大学こども学科長を登用しました。運営会議は、幼児教育に係る関係団体の各代表、県所管部門の責任者で構成され、センターの事業方針を検討しました。また、専門部会は、大学の有識者からなるアドバイザー・チームや、質の高い保育実践を進める園の代表者を幼児教育推進リーダーとして構成し、センター業務の企画・立案を進めました。	B 計画どおり進んでいる	保育者研修部会と幼保小接続部会の2つの専門部会を一本化し、保育者研修や幼保小接続を含む、センター事業の主な取組全般について議論を進めます。	学びの改革支援課
10	幼児期の教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の推進	教育・保育の需要と提供体制の確保	幼児教育支援センターの設置	園種を越えて保育者の資質向上を図る支援として、信州幼児教育フィールド研修を実施します。質の高い幼児教育を展開する園を会場に学び合うことで、受講者が自園に戻り、園内研修をリードし、全ての保育者の資質向上を図ります。	オンラインと現地研修を合わせたフィールド研修を計画・実施しました。5つの会場で2回ずつ、のべ332名の参加を得ました。	B 計画どおり進んでいる	オンライン研修と、参集研修のそれぞれの良さを生かした新しい研修の在り方について、模索していきます。	学びの改革支援課
11	幼児期の教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の推進	教育・保育の需要と提供体制の確保	幼児教育支援センターの設置	新たに作成した保育者育成指標を基に、研修の見直しを行い、フィールド研修を核に、スリムでキャリアアップ効果の高い研修体系の普及を図ります。	令和4年度に作成した保育者育成指標1.2をブラッシュアップし保育者育成指標1.3を策定しました。保育者育成指標に基づいた、研修動画を作成しました。	B 計画どおり進んでいる	園種を越えて、「保育者育成指標」に基づき、キャリアステージに応じた研修を実施します。また、保育者育成指標に基づいた研修動画を作成していきます。	学びの改革支援課
12	幼児期の教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の推進	教育・保育の需要と提供体制の確保	幼児教育支援センターの設置	幼児期における教育・保育が、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要であることから、幼児期の教育から小学校教育へ子どもたちの健やかな育ちや学びをつなげるための幼保小接続カリキュラムの開発を進めます。	「園・小接続カリキュラムの開発【理論編1.0】【実践編1.0】」を用いた園小接続研修を行いました。	B 計画どおり進んでいる	「園・小接続カリキュラムの開発【理論編1.0】【実践編1.0】」をもとに、園と小学校の職員が一堂に会して学び合う園小接続研修を継続して実施します。	学びの改革支援課
13	幼児期の教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の推進	教育・保育の需要と提供体制の確保	幼児教育支援センターの設置	家庭との「共育で」を合言葉に、子どもの育ちを家庭と共有できるよう、家庭の保育・幼児教育への理解を図る取組を進めます。	保育園、幼稚園の保護者等に向け、遊びを中心とした保育の意義やセンターの取組を掲載した情報誌を配布しました。	B 計画どおり進んでいる	引き続き、情報誌を活用しながら、遊びを中心とした保育の意義やセンターの取組を保護者へ向けて発信していきます。	学びの改革支援課
14	幼児期の教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の推進	教育・保育の需要と提供体制の確保	幼児教育アドバイザーの育成・配置	園内研修の充実に向け、幼児教育アドバイザーの質の向上等、研修支援体制の強化を図ります。	幼児教育アドバイザー派遣事業を立ち上げ、園のニーズや課題に応じた訪問支援を行いました。	B 計画どおり進んでいる	幼児教育アドバイザーを増員し、県内の地域ごとに設置し、よりきめ細やかな支援が行えるようにします。	学びの改革支援課

No	項目・施策の展開			計画記載内容	令和5年度実績	令和5年度進捗度 A 計画以上に進んでいる B 計画どおり進んでいる C 計画から遅れている D 事業終了	達成状況を踏まえた今後の施策の方向性	担当課(室)
15	幼児期の教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の推進	教育・保育の需要と提供体制の確保	幼児教育アドバイザーの育成・配置	様々な立場のアドバイザーが行っている訪問支援における指導助言内容等を共有した上で、指導内容の見直しを行い、アドバイザーの指導力の向上を図ります。	園訪問に行く職員を対象に幼児教育アドバイザー連絡協議会を行いました。私学振興専門員、幼保連携推進員、保育専門推進員、保育専門相談員、県教育委員会(教育事務所を含む)の指導主事が情報交換し、訪問支援体制の充実を図りました。	B 計画どおり進んでいる	連絡協議会の実施に加えオンラインミーティングを実施し、より緊密な情報交換ができるようにします。	学びの改革支援課
16	幼児期の教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の推進	教育・保育の需要と提供体制の確保	外国につながる幼児への支援・配慮	専門的な機関と連携を図りながら、子どもの特性に応じた支援を行いつつ、友達と共に育ち合う保育が実現するように努めます。	外国につながる幼児を含めたすべての幼児が遊びに夢中になれる支援や配慮について、実践を通して学び合う機会を設けました。	B 計画どおり進んでいる	外国につながる幼児を含めたすべての幼児が遊びに夢中になれる実践事例の作成を依頼し、提出された実践事例は、県内へ発信していきます。	学びの改革支援課
17	幼児期の教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の推進	教育・保育の需要と提供体制の確保	外国につながる幼児への支援・配慮	専門家からのアドバイスを受けられる仕組みづくりに取り組みます。	外国につながる幼児を含めたすべての幼児が遊びに夢中になれる支援や配慮について、実践を通して学び合う機会を設けました。(No16と同文)	B 計画どおり進んでいる	外国につながる幼児を含めたすべての幼児が遊びに夢中になれる実践事例の作成を依頼し、提出された実践事例は、県内へ発信していきます。(No16と同文)	学びの改革支援課
18	幼児期の教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の推進	教育・保育の需要と提供体制の確保	仕事と子育ての両立(ワークライフバランス)の推進	県内の経済団体、労働団体、長野労働局及び県で構成する「就業促進・働き方改革戦略会議」において、各構成団体と連携して県内企業における働き方改革の取組を推進します。	令和6年3月に開催した就業促進・働き方改革戦略会議において、少子化・人口減少の中での就業促進・働き方改革の重要性や若者の地域への貢献意欲をどのようにやりがいに結びつけていくかなど、様々な観点で意見交換を行いました。	B 計画どおり進んでいる	引き続き働き方改革の取組進捗を確認していくとともに、新たに取り組むべき課題等について、戦略会議の場で議論を重ねてまいります。	労働雇用課
19	幼児期の教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の推進	教育・保育の需要と提供体制の確保	仕事と子育ての両立(ワークライフバランス)の推進	働きやすい職場環境づくりの取組を企業のトップが宣言する「社員の子育て応援宣言」の登録促進を図ります。	職場環境改善アドバイザー9名の企業訪問等により「社員の子育て応援宣言」の登録を促進し、1,614社の企業を登録しました。	B 計画どおり進んでいる	登録企業数が増えたことにより、企業に対する訪問等のきめ細やかな継続支援が実施できないため、更新(2年ごとに更新が必要)に至らない企業が一定数存在しています。企業への更なる周知について機会をとらえて実施していきます。	労働雇用課
20	幼児期の教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の推進	教育・保育の需要と提供体制の確保	仕事と子育ての両立(ワークライフバランス)の推進	多様な働き方ができる企業を認証する「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証制度の普及を図るとともに、県主催イベントへの優先参加枠を設定する等、インセンティブを付与することにより、認証取得を促進します。	職場環境改善アドバイザー9名の企業訪問等により令和5年度末までに累計309社を認証しました。また、認証企業に対し、入札参加資格審査の加点や県主催インターンシップフェアの優先参加枠などの優遇措置を実施しました。	B 計画どおり進んでいる	引き続き認証のより一層の取得促進を図り、誰もが生き生きと働くことができる職場環境づくりが進むよう県内企業に働きかけます。	労働雇用課
21	幼児期の教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の推進	教育・保育の需要と提供体制の確保	仕事と子育ての両立(ワークライフバランス)の推進	県の職場環境改善アドバイザーの企業訪問により、短時間正社員制度やフレックスタイム制度などの多様な勤務制度の導入や長時間労働の縮減を働きかけます。	令和5年度は職場環境改善アドバイザーが2,711社を訪問し、多様な働き方制度の導入支援等を実施しました。	B 計画どおり進んでいる	職場環境改善アドバイザーの企業訪問を継続し、多様な働き方制度の導入や雇用制度の整備、職場環境の改善を働きかけます。	労働雇用課

No	項目・施策の展開		計画記載内容	令和5年度実績	令和5年度進捗度 A 計画以上に進んでいる B 計画どおり進んでいる C 計画から遅れている D 事業終了	達成状況を踏まえた今後の施策の方向性	担当課(室)	
22	幼児期の教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の推進	教育・保育の需要と提供体制の確保	仕事と子育ての両立(ワークライフバランス)の推進	「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証企業の取組を好事例としてウェブサイトで発信します。	サイトに「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証企業の取組等を掲載し、広く発信を行いました。	B 計画どおり進んでいる	「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証企業の取組や、多様な働き方制度を利用する社員の声を専用サイトに掲載し、好事例の普及展開を図ります。	労働雇用課
23	幼児期の教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の推進	教育・保育の需要と提供体制の確保	仕事と子育ての両立(ワークライフバランス)の推進	事業主、労働者及び県民を対象にした労働教育講座の開催により、働き方改革関連法に基づく取組等、働きやすい職場環境づくりに関する広報啓発を行います。	労働者及び使用者や企業の人事労務担当者等に対して、職場のメンタルヘルスや労務管理改善に関する研修会・講演会等の労働教育講座を20回開催し、労働問題に関する正しい知識と理解を培うとともに、働きやすい職場環境づくりを支援しました。	B 計画どおり進んでいる	継続して労働教育講座を開催し、事業主や労働者、県民の労働問題に対する理解を深め、働きやすい職場環境づくりを推進します。	労働雇用課
24	幼児期の教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の推進	教育・保育の需要と提供体制の確保	放課後児童クラブ及び放課後子ども教室	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生が、放課後や長期休暇を安心して仲間と遊び生活できる場を提供し、その健全な育成を図る「放課後児童クラブ」の設置・運営を行う市町村に対し支援を行います。	令和5年度は65市町村に対して放課後児童クラブの運営等に係る経費を支援しました。	B 計画どおり進んでいる	引き続き、市町村の放課後児童クラブの運営等に係る経費を支援し、地域の実情に応じた適切な運営や児童の受入れ可能数の増加を図ります。	こども・家庭課
25	幼児期の教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の推進	教育・保育の需要と提供体制の確保	放課後児童クラブ及び放課後子ども教室	放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、保護者の就労等の状況にかかわらずさまざまな体験活動や地域住民との交流等を行う「放課後子ども教室」を実施する市町村に対し支援を行います。	令和5年度は218名を放課後児童支援員として認定しました。	B 計画どおり進んでいる	引き続き、市町村の放課後子ども教室の運営に係る経費等を支援し、放課後子ども教室における体験活動等の充実を図ります。	生涯学習課
26	幼児期の教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の推進	教育・保育の需要と提供体制の確保	放課後児童クラブ及び放課後子ども教室	放課後児童支援員として必要な知識・技能を修得し、支援員となるための研修を実施します。	令和5年度は「放課後子どもプラン推進委員会」を1回開催しました。 参加者人数 7名(推進委員)	B 計画どおり進んでいる	各会場での受講状況等を考慮し、会場参集に加えてオンラインで実施するなど、より多くの人が受講しやすい実施方法を検討し、放課後児童支援員の増加を図ります。	こども・家庭課
27	幼児期の教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の推進	教育・保育の需要と提供体制の確保	放課後児童クラブ及び放課後子ども教室	放課後児童クラブ支援員等や放課後子ども教室の関係者を対象として、児童との接し方、児童の安全管理、特別な配慮を必要とする児童への対応等の知識や技術の向上及び、関係者間の情報交換・情報共有を図るため、年4回の研修会を開催します。	令和5年度は県内4地区で各1回研修を実施しました。オンライン開催等開催方法等に工夫を行いました。 参加者人数 386名	B 計画どおり進んでいる	引き続き、県内4地区で研修を実施し、放課後児童支援員等や放課後子ども教室の関係者の知識・技術の向上と緊密な情報共有を図ります。	生涯学習課
28	幼児期の教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の推進	教育・保育の需要と提供体制の確保	放課後児童クラブ及び放課後子ども教室	市町村が実施する放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携等、放課後対策を総合的に進めるため、「放課後子どもプラン推進委員会」を運営します。	令和5年度は「放課後子どもプラン推進委員会」を1回開催しました。 参加者人数 7名(推進委員)	B 計画どおり進んでいる	放課後子ども教室と放課後児童クラブの連携や実施にあたっての課題を議題とする推進委員会を開催し、子ども教室と児童クラブの一体的推進や放課後の子どもの居場所づくり等について情報共有を図ります。	生涯学習課 こども・家庭課

No	項目・施策の展開		計画記載内容	令和5年度実績	令和5年度進捗度 A 計画以上に進んでいる B 計画どおり進んでいる C 計画から遅れている D 事業終了	達成状況を踏まえた今後の施策の方向性	担当課(室)	
29	幼児期の教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の推進	幼児期の教育・保育の一体的提供	幼児期の教育・保育の一体的提供	認定子ども園は幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況の変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設です。この点を踏まえ、幼稚園及び保育所の認定子ども園への移行希望を十分に勘案した上で、既存施設から認定子ども園への移行を推進します。特に本県では、保育所に比べて幼稚園の割合が極端に少ないため、3歳以上児全体の教育ニーズに対して、提供側の利用定員の数字が不足しています。このことから、保育所の認定子ども園化により教育ニーズに対応するとともに、特に幼稚園の少ない地域では、保育を必要とする子どもの需給状況を勘案しつつ保育所の認定子ども園化を進める必要があります。	幼保連携型認定子ども園として3園認可し、保育所型3園、計6園を認定子ども園として認定しました。(中核市を除く。)	B 計画どおり進んでいる	令和6年度以降も認定子ども園への移行園の増加が見込まれます。	子ども・家庭課
30	幼児期の教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の推進	施設等利用給付の円滑な実施の確保について	施設等利用給付の円滑な実施の確保について	幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図るため、消費税率の引上げに伴う税源を活用して令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化が開始されました。これに伴い、これまで子ども・子育て支援新制度による子どものための教育・保育の対象外であった幼稚園、認可外保育施設等の施設や、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業といった子育て支援事業も、その利用料が無償化の対象となりました。市町村は、前述の施設・事業を無償化対象の子ども(3歳から5歳までの子ども及び0歳から2歳までの子どもであって非課税世帯、保育の必要性がある子ども)が利用した際に要する費用の給付(施設等利用給付)を適正に行うために無償化対象施設等を確認・公示します。また、必要に応じて施設等から報告を求める等により、適切な運営について確認・指導します。県は、市町村の確認、公示、指導等の法に基づく事務の執行や権限の行使に際し、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報共有、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導を行うなど、連携を図ります。	施設等利用給付の円滑な実施については、市町村が適正な運営ができるように市町村から照会等あった際は、助言を行いました。また、各保健福祉事務所が児童福祉法に基づき、認可外保育施設の指導監督を実施する際に市町村が同行する等、情報共有を密にし、施設に対しての指導等に当たって、市町村との連携を図っています。	B 計画どおり進んでいる	引き続き、市町村と連携を図りつつ、施設等利用給付の円滑な実施の適性確保に努めていきます。	子ども・家庭課
31	幼児期の教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の推進	教育・保育等、従業者の確保及び資質向上	認定子ども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携・接続のための取組の促進	認定子ども園、幼稚園及び保育所等(以下「園」)で育んだ力を生かし、小学校での主体的な学びが実現できるよう、園と小学校の現場を互いに理解し、学びの連続の実現を図ります。	遊びを通して育まれた主体的・創造的に活動する姿を、どのように小学校の授業へつなげていけばよいのか、先進的な園小接続の取組を進める小学校・園を選定し、実践発表を通して学び合う研修を行いました。	B 計画どおり進んでいる	円滑な園小の接続を目指す小学校や園の実践から学ぶ研修を実施し、参加者自身も実践を持ち寄り、主体的に学び合うことができますようにします。	学びの改革支援課
32	幼児期の教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の推進	教育・保育等、従業者の確保及び資質向上	認定子ども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携・接続のための取組	保育教諭・幼稚園教諭・保育士等と小学校教諭との合同研修や研究会の開催、保育教諭・幼稚園教諭・保育士等による小学校の授業参観、小学校教諭による教育・保育施設の保育参観を盛り込んだ、学びの連続性を意識したカリキュラム開発を実施します。	遊びを通して育まれた主体的・創造的に活動する姿を、どのように小学校の授業へつなげていけばよいのか、先進的な園小接続の取組を進める小学校・園を選定し、実践発表を通して学び合う研修を行いました。(No31と同文)	B 計画どおり進んでいる	円滑な園小の接続を目指す小学校や園の実践から学ぶ研修を実施し、参加者自身も実践を持ち寄り、主体的に学び合うことができますようにします。(No31と同文)	学びの改革支援課
33	幼児期の教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の推進	教育・保育等、従業者の確保及び資質向上	認定子ども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携・接続のための取組	幼児期における教育・保育が、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要であることから、幼児期の教育から小学校教育へ子どもたちの健やかな育ちや学びをつなげるための幼保小接続カリキュラムの開発を進めます。	遊びを通して育まれた主体的・創造的に活動する姿を、どのように小学校の授業へつなげていけばよいのか、先進的な園小接続の取組を進める小学校・園を選定し、実践発表を通して学び合う研修を行いました。(No31と同文)	B 計画どおり進んでいる	円滑な園小の接続を目指す小学校や園の実践から学ぶ研修を実施し、参加者自身も実践を持ち寄り、主体的に学び合うことができますようにします。(No31と同文)	学びの改革支援課

No	項目・施策の展開		計画記載内容	令和5年度実績	令和5年度進捗度 A 計画以上に進んでいる B 計画どおり進んでいる C 計画から遅れている D 事業終了	達成状況を踏まえた今後の施策の方向性	担当課(室)	
34	幼児期の教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の推進	教育・保育等、従業者の確保及び資質向上	認定こども園、幼稚園及び保育所に対する適切な指導監査	教育・保育施設及び子ども・子育て支援施設等の認可、認定、届出に関する事項については、主に都道府県で行っており、その指導監督等に当たって、市町村と必要な情報を共有し、共同で指導監督を行うなど、相互に密接に連携を図ります。 特に、幼児教育・保育の無償化などの制度の充実に伴い、事務処理がより煩雑化していることもあり、市町村が私立幼稚園、認可外保育施設等の運営の状況等を円滑に把握することができるよう、支援を行います。	県で実施する指導監査と市町村が実施する実地指導において市町村と調整を行い、可能なところについては共同で実施するなど連携に努めている。 また、私立幼稚園、認定外保育施設等の無償化に関する事務処理やその取扱いについて、市町村や施設から相談を受けた場合に適切な助言を行うなど適宜対応しました。	B 計画どおり進んでいる	引き続き、市町村と情報共有、調整を行い、共同での指導監査等の実施を行うなど連携を図ります。 また、無償化に関する事項についても情報提供や相談を受け付けるなど支援を行っていく。	こども・家庭課
35	幼児期の教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の推進	教育・保育等、従業者の確保及び資質向上	特定教育・保育施設の従事者	新たな人材確保のため、保育士養成施設に対して新規学卒者の県内の認定こども園・保育所等への就職の働きかけを行います。	県内の保育士養成施設8校において計8回就職ガイダンスを実施し、公務員保育士を希望する学生に対して市町村担当課から説明を受ける機会を設けました。	B 計画どおり進んでいる	引き続き保育士養成施設及び市町村と連携し、学生が県内保育所等へ就職するきっかけとなる機会を設けていきたいと考えます。	こども・家庭課
36	幼児期の教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の推進	教育・保育等、従業者の確保及び資質向上	特定教育・保育施設の従事者	学生への修学資金の貸与などを行うことで、県内保育士の養成確保や、雇用の継続につなげ、安定した質の高い教育・保育が提供できるよう支援します。	卒業後県内保育所等に保育士として5年間勤務すると返還免除となる保育士修学資金を、保育士養成施設に在籍する学生99名に対して新規貸付けをしました。	B 計画どおり進んでいる	引き続き保育士修学資金の貸付け事業を実施し、保育士養成施設の学生が県内保育所等に就職するよう働きかけていきたいと考えます。	こども・家庭課
37	幼児期の教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の推進	教育・保育等、従業者の確保及び資質向上	特定教育・保育施設の従事者	処遇・待遇の改善を始めとする労働環境等の整備に向けた取組を支援します。	処遇改善等加算について、中核市(長野市、松本市)を除く市町村に所在する保育園・幼稚園・認定こども園・地域型保育事業所に対して、加算Ⅰを168施設、加算Ⅱを114施設に対して認定を行い、保育従事者等の処遇改善を図りました。	B 計画どおり進んでいる	引き続き、処遇改善等加算について、中核市(長野市、松本市)を除く市町村に所在する保育園・幼稚園・認定こども園・地域型保育事業所等の施設に対して認定を行い、保育従事者等の処遇改善を図ってまいります。	こども・家庭課
38	幼児期の教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の推進	教育・保育等、従業者の確保及び資質向上	特定教育・保育施設の従事者	年度途中等、必要な時に人材が確保できるよう、保育士人材バンクで、きめ細やかなマッチングを行います。	令和5年度のマッチング数の実績は39件でした。(平成30年度:30件、令和元年度:82件、令和2年度:46件、令和3年度:42人、令和4年度22件)。	B 計画どおり進んでいる	引き続き本事業の周知を行い、潜在保育士の登録者数の増加を図るとともに、コーディネーターによる求職者と求人事業所とのマッチングを行って、保育士不足の解消を図ります。	こども・家庭課
39	幼児期の教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の推進	教育・保育等、従業者の確保及び資質向上	特定教育・保育施設の従事者	保育士資格保有者のうち保育等に従事していない、いわゆる「潜在保育士」の再就職について、対象者への情報提供や周知による人材の掘り起こしに努めるとともに、潜在保育士の就職の際の準備費用等の支援や市町村や関係機関等と連携しながら必要な研修を行うなど、積極的に支援していきます。	・保育士養成施設の同窓会広報誌に保育士人材バンクのチラシを封入し事業のPRを行いました。 ・潜在保育士を対象に再就職支援のための研修を長野市、塩尻市、飯田市の3会場で実施しました。 ・再就職する潜在保育士3名に就職準備金(2年間保育士として就労すれば返還免除)を新規貸付けしました。	B 計画どおり進んでいる	潜在保育士に対する再就職促進のためのセミナー等の開催箇所数を増加する等、より一層の再就職支援に努めてまいります。	こども・家庭課
40	幼児期の教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の推進	教育・保育等、従業者の確保及び資質向上	特定教育・保育施設の従事者	認定こども園の普及促進に合わせ、保育教諭を確保するため幼稚園教諭免許及び保育資格取得に係る特別措置を周知するとともに、資格取得に必要な支援を行います。	保育教諭の確保のため、県として幼稚園教諭免許取得のための補助制度を設け支援を行っています。令和4年度は、1名の免許状の取得や更新にかかる費用を助成しました。また、県として保育士資格取得のための補助金を設け支援も行ってまいります。令和4年度においては1名に対し支援しました。	B 計画どおり進んでいる	引き続き、保育士資格取得のため保育資格取得に係る特別措置を周知や支援に務めてまいります。	こども・家庭課・ 県民の学び支援課

No	項目・施策の展開			計画記載内容	令和5年度実績	令和5年度進捗度 A 計画以上に進んでいる B 計画どおり進んでいる C 計画から遅れている D 事業終了	達成状況を踏まえた今後の施策の方向性	担当課(室)
41	幼児期の教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の推進	教育・保育等、従業者の確保及び資質向上	特定教育・保育施設の従事者	保育士等の資質の向上を図るため、保育士キャリアアップ研修等の研修実施体制整備を含め、現場のニーズに則した研修を実施するとともに、市町村や関係機関等が実施する研修に対して支援します。	令和5年度においても、保育士等キャリアアップ研修15回、一般保育士等研修会10回や事業所内保育施設等保育従事者研修会4回を実施し、保育士等の資質の向上のため研修を実施するとともに、各園や関係機関が実施する研修に対しても助言、情報提供を実施しました。	B 計画どおり進んでいる	研修機会の確保のために研修の開催方法としてオンラインでの開催も引き続き取り入れ、研修の機会の確保に努めています。	こども・家庭課
42	幼児期の教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の推進	教育・保育等、従業者の確保及び資質向上	特定教育・保育施設の従事者	信州幼児教育支援センターにおいて、保育者育成指標を基に研修体系の構築を図ったり、園種を越えて学び合うフィールド研修を実施したりするなど、幼稚園教諭・保育士等が主体的に学べるよう研修環境を整備します。	オンラインと現地研修を組合せたフィールド研修を計画・実施しました。5つの会場で2回ずつ、のべ332名の参加を得ました。また、保育者育成指標1.3を県内全ての園へ配付し、保育者の主体的な学びを支える環境づくりを進めました。	B 計画どおり進んでいる	保育者育成指標における「保育者が目指したい姿」の理解を一層進めるため、大切にしたい3つのポイントを示した保育者育成指標の作成を進めます。また、そのポイントを解説した研修動画を作成し、オンデマンドで公開していきます。	学びの改革支援課
43	幼児期の教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の推進	教育・保育等、従業者の確保及び資質向上	幼稚園教諭・保育士等に対する研修の充実等による資質の向上	職能に応じた専門性と長野県の地域特性に応じた保育の質の向上を目指し、研修の機会の確保と充実に努めます。	令和5年度においても、保育士等キャリアアップ研修15回、一般保育士等研修会10回や事業所内保育施設等保育従事者研修会4回を実施し、保育士等の資質の向上のため研修を実施するとともに、各園や関係機関が実施する研修に対しても助言、情報提供を実施しました。	B 計画どおり進んでいる	研修機会の確保のために研修の開催方法としてオンラインでの開催も引き続き取り入れ、研修の機会の確保に努めています。	こども・家庭課
44	幼児期の教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の推進	教育・保育等、従業者の確保及び資質向上	幼稚園教諭・保育士等に対する研修の充実等による資質の向上	幼稚園教諭・保育士・保育教諭等の資質向上を図る支援として、信州幼児教育フィールド研修を実施します。質の高い幼児教育を展開する園を会場に学び合うことで、受講者が自園に戻り、園内研修をリードし、全ての保育者の資質向上を図ります。	オンラインと現地研修を組合せたフィールド研修を計画・実施しました。5つの会場で2回ずつ、のべ332名の参加を得ました。(No.10と同文)	B 計画どおり進んでいる	オンライン研修と、参集研修のそれぞれの良さを生かした、新しい研修の在り方について、模索していきます。(No.10と同文)	学びの改革支援課
45	幼児期の教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の推進	教育・保育等、従業者の確保及び資質向上	幼稚園教諭・保育士等に対する研修の充実等による資質の向上	新たに作成した保育者育成指標を基に、研修の見直しを行い、フィールド研修を核に、スリムでキャリアアップ効果の高い研修体系の普及を図ります。	令和4年度に作成した保育者育成指標1.2をブラッシュアップし保育者育成指標1.3を策定しました。保育者育成指標に基づいた、研修動画を作成しました。(No.11と同文)	B 計画どおり進んでいる	園種を越えて、「保育者育成指標」に基づき、キャリアステージに応じた研修を実施します。また、保育者育成指標に基づいた研修動画を作成していきます。(No.11と同文)	学びの改革支援課

No	項目・施策の展開			計画記載内容	令和5年度実績	令和5年度進捗度 A 計画以上に進んでいる B 計画どおり進んでいる C 計画から遅れている D 事業終了	達成状況を踏まえた今後の施策の方向性	担当課(室)
46	幼児期の教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の推進	教育・保育等、従業者の確保及び資質向上	地域子ども・子育て支援事業の従事者	子育て支援等に高い関心・理解を持つ方を対象に、多様な子育て支援分野に関して必要となる知識と技能等の修得のため、全国共通の子育て支援員を認定する研修を実施し、多様な子育てに係る事業の担い手等を確保します。また、放課後児童クラブの従事者については、放課後児童支援員として必要な基本的な生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要な知識・技能等を習得し、有資格者となるための研修を実施します。	子育て支援員研修を実施し、4コースで延べ176名が研修を修了しました。放課後児童支援員認定資格研修は、県内3か所で研修を実施し、223名を放課後児童支援員として認定しました。	B 計画どおり進んでいる	引き続き、子育て支援に関心の高い方に、必要となる知識・技能等を修得し、子育て支援に参画いただけるよう研修の機会を設けていきます。放課後児童支援員認定資格研修の実施にあたっては、各会場での受講状況等を考慮し、会場参集に加えてオンラインで実施するなど、より多くの人が受講しやすい実施方法を検討し、放課後児童支援員の増加を図ります。	こども・家庭課
47	幼児期の教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の推進	教育・保育等、従業者の確保及び資質向上	第三者評価を活用しての質の向上	公正・中立な第三者評価機関が専門的・客観的な立場から保育について評価する第三者評価を受審することにより、組織運営やサービスの質を見直す機会となり、また施設全体で保育の質の向上に取り組むきっかけとなります。さらに、評価結果を公表し、質の向上の取組等について明らかにすることは、利用者等に向けた情報源の一つにもなります。保育の質の向上を図り、安心して子どもを預けることができる環境を整備するため、第三者評価の受審を促進します。	公定価格の「第三者評価受審加算」が加算認定され、運営費の一部として当該加算額を交付することで第三者評価の受審を促進しました。	B 計画どおり進んでいる	引き続き、保育の質の向上を図り、安心して子どもを預けることができる環境を整備するため、第三者評価の受審を促進します。	こども・家庭課
48	幼児期の教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の推進	市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整	市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整	市町村計画の策定にあたり、市町村の区域を超えた教育・保育等が必要になった場合には、量の見込み(必要利用定員総数)並びに提供体制の確保(利用定員の合計)の内容及びその実施時期等について、まず関係市町村間で調整を行い、関係市町村間の調整が整わない場合は、県が助言等により必要に応じて広域調整を行います。また、県を超えた市町村間で広域調整が必要になる場合には、関係市町村からの要請を受け、関係する都道府県との間で調整を行います。	県域を超えた広域利用について、市町村間での調整が難航した際に、県として関係市町村に対して助言を行うことができるような体制を整えました。	B 計画どおり進んでいる	引き続き、市町村間での広域利用に係る調整が整わない場合は、必要に応じて関係都道府県、市町村と連携して円滑な広域調整を行います。	こども・家庭課
49	幼児期の教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の推進	教育・保育情報の公表	教育・保育情報の公表	教育・保育を提供する施設等に関する情報の公表は、施設等の透明性を高め、教育・保育の質の向上を促していくうえで重要です。また、これら施設等の情報は、就学前の子どもを持つ保護者にとって、適切かつ円滑に教育・保育施設等を利用する機会を確保するため重要になります。このため、県は、教育・保育情報として、施設等から報告された運営状況等に関する情報を県のホームページ等、さまざまな媒体を通じて公表します。	保育所、認定こども園、認可外保育施設の各施設の情報を県のホームページに公表しております。また、内閣府が運営する「子ども・子育て支援情報公表システム」を用いて、各教育・保育施設の情報の公表を実施しました。	B 計画どおり進んでいる	引き続き教育・保育施設等に関する情報の公表を実施し、就学前の子どもを持つ保護者が各施設の利用にあたって、必要な情報を得る機会を確保します。また、「子ども・子育て支援情報公表システム」の活用を各市町村に働きかけ、情報を受け取りやすい環境の更なる構築を図ります。	こども・家庭課
50	子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援	児童虐待防止対策の充実	子どもの権利擁護	児童相談所、一時保護所、児童養護施設、里親宅等で、子どもの権利ノート等により子ども自身が自分の権利について学習する機会を設けます。また、子どもの声を聴くための意見箱についても、引き続き活用促進を図ります。	一時保護中や施設入所や里親委託開始時等に「子どもの権利ノート」を用い、子どもの権利について子どもに説明・周知する機会を個別に設けています。子どもの権利ノートについては、R5.12に改訂し、活用を開始しました。子どもの意見箱については、一時保護所及び児童養護施設等に設置し活用を図っています。	B 計画どおり進んでいる	引き続き、「子どもの権利ノート」を活用するとともに、意見箱の活用を推進することにより、子どもの権利が擁護されるよう取組を推進していきます。	こども・家庭課 児童相談・養育支援室

No	項目・施策の展開			計画記載内容	令和5年度実績	令和5年度進捗度 A 計画以上に進んでいる B 計画どおり進んでいる C 計画から遅れている D 事業終了	達成状況を踏まえた今後の施策の方向性	担当課(室)
51	子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援	児童虐待防止対策の充実	子どもの権利擁護	子どもの声や意見を聴く仕組みについて、地域の社会資源等を活用した形式的な取組に留まらない仕組みを検討していきます。	令和5年度については、CAPながのによる子どもの権利擁護に関するワークショップを、東北信・中南信で開催しました。こどもの意見表明等支援事業については、令和6年度の事業化に向け、予算の確保を行いました。	B 計画どおり進んでいる	こどもの意見表明等支援事業については、委託先と協働し、こどもの意見が反映される仕組みづくりを検討します。引き続き、関係者の意識向上に努めるほか、児童相談所の措置児童等について、こどもの意見を聴く仕組みづくりについて、検討していきます。	こども・家庭課児童相談・養育支援室
52	子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援	児童虐待防止対策の充実	子どもの権利擁護	子どもの一時保護や措置にあたっては、常に子どもの最善の利益の実現を念頭に置き、子どもの意向を尊重するとともに、処遇等について十分に説明を行います。	子どもの一時保護や施設入所措置、里親委託等については十分に子どもの意向を踏まえ、子どもの最善の利益を考慮し処遇を決定しています。また、処遇については、理由等を年齢に応じ丁寧に子どもに説明しています。	B 計画どおり進んでいる	引き続き、子どもの意向を踏まえ、子どもの最善の利益を念頭に一時保護や措置を決定するほか、処遇について、丁寧に説明していきます。	こども・家庭課児童相談・養育支援室
53	子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援	児童虐待防止対策の充実	子どもの権利擁護	里親やファミリーホーム、自立援助ホームも含め、社会的養護の実施において子どもの権利擁護の推進や被措置児童等虐待の防止は大変重要であることから、県の研修等を通じて、施設職員や里親等の「子ども権利擁護」に関する意識の向上を図ります。	里親、ファミリーホームにおいては、里親登録前の研修(R5年度 4回開催)において、子どもの権利擁護及び被措置児童等虐待防止について重点的に取り上げています。その他、市町村や施設職員が参加する児童福祉司任用前研修において、子どもの権利擁護の時間(1回・1コマ)を設けています。	B 計画どおり進んでいる	引き続き、子どもの権利擁護や被措置児童虐待防止のために、各種研修会等の機会において、関係者の意識向上の取組を推進していきます。	こども・家庭課児童相談・養育支援室
54	子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援	児童虐待防止対策の充実	児童虐待の発生予防・早期発見	福祉、保健、医療、教育、警察等の関係機関が連携し、情報を共有して地域全体で子どもを支援する体制を充実します。	市町村要保護児童対策地域協議会において、児童相談所を含む関係機関が情報共有を行うとともに、地域での支援体制の充実や個別の適切な支援について関係機関が連携して協議しています。	B 計画どおり進んでいる	引き続き、市町村要保護児童対策地域協議会において、支援体制の充実等について協議していきます。	こども・家庭課児童相談・養育支援室
55	子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援	児童虐待防止対策の充実	児童虐待の発生予防・早期発見	市町村は、住民に最も身近な基礎自治体として、母子保健事業等の実施、『子育て世代包括支援センター』『子ども家庭総合支援拠点』の開設等により、居住する全ての子ども、家庭に対する支援を行います。	令和5年4月現在で、子育て世代包括支援センターは全ての市町村に設置されており、子ども家庭総合支援拠点は57市町村に設置(前年同時期比15市町村の増加)されています。県では、子ども家庭総合支援拠点の設置促進や子ども家庭支援ネットワーク充実のため、2回の研修会を開催しました。	B 計画どおり進んでいる	引き続き、研修会やアドバイザーの派遣など、市町村に対し子ども家庭総合支援拠点の設置促進や子ども家庭支援ネットワークの充実を促していきます。	こども・家庭課児童相談・養育支援室
56	子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援	児童虐待防止対策の充実	児童虐待の発生予防・早期発見	県や児童相談所においては、妊娠・子育てに関する電話等による相談の実施、市町村に対する技術的支援等を行います。	令和5年度において、県及び児童相談所において妊娠・子育てに関する電話等による相談(子ども支援センター1,288件、児童相談所6,077件、児童虐待・DV24時間ホットライン1,416件、にんしんSOSながの322件)に対応しました。また、児童相談所において、必要に応じ市町村に対して技術的助言等を行っています。	B 計画どおり進んでいる	引き続き、妊娠・子育てに対する相談を実施するとともに市町村に対しても技術的助言等を行います。	こども・家庭課児童相談・養育支援室
57	子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援	児童虐待防止対策の充実	児童虐待の発生予防・早期発見	県では、地域の実情に応じた「子ども家庭支援ネットワーク」の構築による切れ目ない支援の実現をめざします。	No.55 同文	B 計画どおり進んでいる	No.55同文	こども・家庭課児童相談・養育支援室

No	項目・施策の展開			計画記載内容	令和5年度実績	令和5年度進捗度 A 計画以上に進んでいる B 計画どおり進んでいる C 計画から遅れている D 事業終了	達成状況を踏まえた今後の施策の方向性	担当課(室)
58	子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援	児童虐待防止対策の充実	児童虐待の発生予防・早期発見	市町村等の関係機関が連携し、体罰によらない子育てについて、子育て世帯をはじめとする社会全体へ普及・啓発を図ります。	令和5年度においては、児童虐待防止推進月間を中心に、体罰を含む児童虐待防止について、県、市町村、民間施設等が連携して社会全体への啓発等を行いました。	B 計画どおり進んでいる	引き続き、児童虐待防止推進月間を中心に、体罰を含む児童虐待防止について、県、市町村、民間施設等が社会全体への連携して啓発等を行います。	こども・家庭課児童相談・養育支援室
59	子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援	児童虐待防止対策の充実	児童虐待の発生予防・早期発見	児童相談所の人員体制の充実及び専門性の向上を図り、体制を強化します。	令和5年度は、前年度と比較し、児童相談所に配置する児童心理司を3名増員し人員体制を強化しました。また、児童相談所職員を対象とする、児童福祉司任用後研修(5回)等を実施して、専門性の向上を図りました。	B 計画どおり進んでいる	引き続き、児童相談所の人員体制の強化を図るとともに、各種研修により専門性の向上を図り、体制の強化に努めます。	こども・家庭課児童相談・養育支援室
60	子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援	児童虐待防止対策の充実	児童虐待の発生予防・早期発見	児童相談所と市町村その他関係機関との適切な役割分担及び連携を図ります。	児童相談所では、日ごろから市町村や警察等との会議、打合せ等により、適切な役割分担や連携等について協議しています。	B 計画どおり進んでいる	引き続き、児童相談所において会議や打合せ等を行い、適切な役割分担や連携等について協議していきます。	こども・家庭課児童相談・養育支援室
61	子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援	児童虐待防止対策の充実	児童虐待の発生予防・早期発見	児童相談所と警察との情報共有について、平成30年9月20日付けで締結した協定に基づき必要な情報を共有し、迅速な対応を図ります。	令和5年度においても、「児童虐待事案に係る長野県と長野県警察の連携に関する協定書」(H30.9締結)に基づき、必要な情報を共有し、迅速な対応を図っています。	B 計画どおり進んでいる	引き続き、現在の協定に基づく情報共有により、迅速な対応を図ります。	こども・家庭課児童相談・養育支援室
62	子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援	児童虐待防止対策の充実	児童虐待の発生予防・早期発見	市町村要保護児童対策地域協議会の機能強化や効果的運営を支援します。	令和5年度は、市町村要保護児童対策地域協議会調整担当者を対象に5回の研修を行いました。また、必要に応じて、児童相談所等が効果的な運営に係る技術的な助言をしています。	B 計画どおり進んでいる	引き続き、市町村要保護児童対策地域協議会の調整担当者等に対する必要な研修等を開催していきます。	こども・家庭課児童相談・養育支援室
63	子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援	児童虐待防止対策の充実	児童虐待の発生予防・早期発見	児童虐待・DV24時間ホットラインによる虐待通告の受付を、24時間365日切れ目なく行います。	令和5年度は、児童虐待・DV防止ホットラインにより、児童虐待通告の受付を24時間365日切れ目なく行い、合計1,416件(DV相談を含む)の相談に対応しました。	B 計画どおり進んでいる	引き続き、児童虐待通告の受付を24時間365日切れ目なく行います。	こども・家庭課児童相談・養育支援室
64	子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援	児童虐待防止対策の充実	児童虐待発生時の迅速・的確な対応	通告受理後原則として48時間以内に児童の安全確認を実施します(市町村の関係機関による安全確認も含む)。	令和5年度においても、児童相談所において、関係機関と連携し、原則、通告後48時間以内に児童の安全を確認するように努めました	B 計画どおり進んでいる	引き続き、関係機関と連携を図りながら、児童の安全確認を48時間以内に行うように努めます。	こども・家庭課児童相談・養育支援室

No	項目・施策の展開		計画記載内容	令和5年度実績	令和5年度進捗度 A 計画以上に進んでいる B 計画どおり進んでいる C 計画から遅れている D 事業終了	達成状況を踏まえた今後の施策の方向性	担当課(室)	
65	子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援	児童虐待防止対策の充実	児童虐待発生時の迅速・的確な対応	児童の安全の確保のため、職権による立入調査や一時保護を行います。親子分離が必要で保護者の同意が得られない場合は児童福祉法第28条に基づく家庭裁判所への請求など、必要な法的対応を行います。	令和5年度は一時保護701件のうち、職権により38件の一時保護を実施しました。また親子分離が必要で親権者が措置に反対する事案について、児童福祉法第28条に基づく家庭裁判所への申立てが2件(更新を含む)承認されました。	B 計画どおり進んでいる	引き続き、児童の安全確保等に向け、必要な措置を講じていきます。	こども・家庭課児童相談・養育支援室
66	子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援	児童虐待防止対策の充実	児童虐待発生時の迅速・的確な対応	児童の安全の確保のため、保護者の同意が得られない場合は職権による一時保護を実施します。	令和5年度は一時保護701件のうち、職権により38件の一時保護を実施しました。	B 計画どおり進んでいる	引き続き、児童の安全等のために必要な場合は、保護者等の同意の有無にかかわらず一時保護を行います。	こども・家庭課児童相談・養育支援室
67	子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援	児童虐待防止対策の充実	今後の取組	市町村をはじめとする地域の関係機関の連携した支援体制(市町村子ども家庭支援ネットワーク)による切れ目ない子ども家庭支援体制の構築を図ります。	No.55 同文	B 計画どおり進んでいる	No.55同文	こども・家庭課児童相談・養育支援室
68	子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援	児童虐待防止対策の充実	今後の取組	家庭養育優先原則に基づき、里親及び養子縁組の制度等の周知を図るとともに、関係機関等による委託後の里親家庭に対する相談・支援体制の充実を図り、家庭養育を積極的に推進します。	里親制度等の周知により、新たに31家庭(前年度比+1家庭)が里親として登録となりました。里親等委託率(乳児院・児童養護施設及び里親・ファミリーホームに措置された児童のうち里親・ファミリーホームに措置された児童の割合)は5年度末時点において21.5%(前年度比+1.9ポイント)となりました。	C 計画から遅れている	引き続き、積極的な制度の周知を図るとともに、児童相談所等による里親家庭に対する相談・支援体制の充実を図り、家庭養育を推進します。	こども・家庭課児童相談・養育支援室
69	子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援	児童虐待防止対策の充実	今後の取組	児童相談所における児童福祉司等の専門職員を計画的に増員するとともに、「地域養育支援担当」を配置するなど、児童相談所の体制強化を図ります。	令和5年度は、前年度と比較し、児童相談所に配置する児童心理司を3名増員し人員体制を強化しました。また、市町村等の支援体制の充実のため、「地域養育支援担当者」を中心に、市町村等への助言等の支援を行いました。	B 計画どおり進んでいる	引き続き、児童相談所の人員体制の強化を図るとともに、市町村等とともに支援体制を充実を目指します。	こども・家庭課児童相談・養育支援室
70	子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援	社会的養育の充実・強化	当事者である子どもの権利擁護	子どもが自分の権利について学習する機会を設けるとともに、子どもの意見を聴く仕組みづくりを検討します。	No.50、51 参照	B 計画どおり進んでいる	No.50、51 参照	こども・家庭課児童相談・養育支援室

No	項目・施策の展開		計画記載内容	令和5年度実績	令和5年度進捗度 A 計画以上に進んでいる B 計画どおり進んでいる C 計画から遅れている D 事業終了	達成状況を踏まえた今後の施策の方向性	担当課(室)	
71	子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援	社会的養育の充実・強化	当事者である子どもの権利擁護	一時保護所の生活環境の改善、里親への一時保護委託の推進、児童養護施設による一時保護専用施設の整備を推進します。	令和5年度の里親への一時保護委託件数は延べ95件でした。一時保護専用施設は、1か所が新たに受け入れを開始しました。	B 計画どおり進んでいる	引き続き、一時保護所の生活環境について改善を図るとともに、一時保護でも家庭と同様の環境で過ごせるよう、一時保護委託先として里親を積極的に検討します。また、児童養護施設と連携し、必要な一時保護専用施設の整備を行います。	こども・家庭課児童相談・養育支援室
72	子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援	社会的養育の充実・強化	子どもが家庭で暮らすための支援	子ども家庭総合支援拠点の設置促進を図るとともに、児童相談所等による市町村支援体制の充実を図り、地域の特色を生かした子ども家庭支援ネットワークを構築します。	No.55 同文	B 計画どおり進んでいる	No.55 同文	こども・家庭課児童相談・養育支援室
73	子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援	社会的養育の充実・強化	子どもが家庭で暮らすための支援	児童福祉司等の専門職員を計画的に増員するとともに「地域養育支援担当」を配置し機能を強化します。	No.69 同文	B 計画どおり進んでいる	No.69 同文	こども・家庭課児童相談・養育支援室
74	子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援	社会的養育の充実・強化	子どもが家庭で暮らすための支援	産科医療機関等との連携を強化し、対象となる子どもの早期把握に努め、成立後の相談支援体制を強化します。	産科医療機関等から相談があった場合、地区担当児童福祉司と里親養育支援担当児童福祉司が連携して対応するなど、早期把握に努め、縁組成立後の支援についても留意します。また、予期せぬ妊娠等の相談窓口として「にんしんSOSなごの」を開設して相談を受け付けるとともに、医療機関や行政機関の関係者向けの研修会を開催しました。	B 計画どおり進んでいる	引き続き、児童相談所において産科医療機関等との連携を深め特別養子縁組が必要な子どもの把握等に努めます。	こども・家庭課児童相談・養育支援室
75	子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援	社会的養育の充実・強化	家庭と同様の環境における養育の推進	長野県里親委託等推進委員会、児童相談所単位での里親委託等推進委員会における支援機関がチームとして里親による養育支援を行う取組を推進します。	長野県里親委託等推進委員会を1回開催し、里親委託等の推進に係る意見交換等を実施したほか、各児童相談所単位に推進委員会を開催し、関係機関の認識の共通化等を図りました。	B 計画どおり進んでいる	引き続き、県及び児童相談所単位において適宜推進委員会を開催し、関係機関の認識の共有化等を図り、里親等委託及び里親養育支援の取組を推進していきます。	こども・家庭課児童相談・養育支援室
76	子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援	社会的養育の充実・強化	家庭と同様の環境における養育の推進	各施設における家庭的な養育環境の整備や市町村と連携した地域の子育て支援に関わる取組を支援します。	グループホーム(地域小規模児童養護施設等)の新設に伴い、令和5年度末の県内グループホームは12か所となりました。乳児院・児童養護施設では、ショートステイ事業のほか、養育支援訪問事業や児童発達支援事業・放課後等デイサービスを実施する施設があります。	B 計画どおり進んでいる	今後も、施設における家庭的な養育環境の整備を進めるとともに、施設の地域の子育て支援に関わる取組をより一層強化していきます。	こども・家庭課児童相談・養育支援室
77	子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援	社会的養育の充実・強化	子どもの自立支援の推進	児童養護施設等によるアフターケアなどの各種支援を充実します。	県単補助事業として、「児童養護施設等退所者アフターケア促進事業」を実施し、1施設4名の児童のアフターケアを支援しました。また、児童養護施設9施設(前年度比+3施設)において自立支援担当職員が配置され、子どもの自立を支援しました。	B 計画どおり進んでいる	引き続き、「児童養護施設等退所者アフターケア促進事業」により、児童養護施設等が行うアフターケアを支援するとともに、自立支援担当職員の配置を進めます。	こども・家庭課児童相談・養育支援室

No	項目・施策の展開			計画記載内容	令和5年度実績	令和5年度進捗度 A 計画以上に進んでいる B 計画どおり進んでいる C 計画から遅れている D 事業終了	達成状況を踏まえた今後の施策の方向性	担当課(室)
78	子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援	社会的養育の充実・強化	子どもの養育を地域で支える人材の育成	市町村、県(児童相談所)、児童福祉施設の職員や里親に対する研修の充実等により福祉人材の育成・確保を推進します。	社会的養育に関わる人材確保・育成に関する懇談会を設置し、主要な関係者による意見交換を実施しました。	C 計画から遅れている	社会的養育に関わる人材確保・育成に関する懇談会等において継続的に検討します。	こども・家庭課児童相談・養育支援室
79	子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援	ひとり親家庭の自立支援の推進	ひとり親家庭の自立支援の推進	福祉事務所に母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭や寡婦の生活全般に関する相談に対応するとともに、様々な経済的な支援制度、養育費の確保等に関する情報の提供や、自立に向けた助言等を行います。	福祉事務所に母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭や寡婦から1,093件の生活一般及び経済的支援等の相談を受けるとともに、情報提供や助言等を行い、自立支援に繋がりました。	B 計画どおり進んでいる	引き続き、ひとり親家庭や寡婦からの相談を受け付けるとともに必要な情報の提供や助言等を行います。	こども・家庭課
80	子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援	ひとり親家庭の自立支援の推進	ひとり親家庭の自立支援の推進	ひとり親家庭の子育てを支援するため、市町村と協力して、延長保育や休日保育、一時預かり等の保育サービスがより多くの施設で受け入れが可能になるよう支援します。また、病児・病後児保育についても、その地域の実情に応じた取組が広がり、より身近な場所で子どもを預けられるよう支援するなど、ひとり親家庭の保育ニーズに対応する事業の充実を図ります。	各種保育サービスについて、市町村に対して1,797,284千円の運営費の支援を行った。	B 計画どおり進んでいる	引き続き保育サービスを多くの施設で受け入れが可能となるよう運営費の支援を行います。	こども・家庭課
81	子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援	ひとり親家庭の自立支援の推進	ひとり親家庭の自立支援の推進	放課後や休日等におけるひとり親家庭の子どもの安全・安心な居場所づくりを推進するため、放課後児童クラブの活動や、児童館・児童センターの整備を支援し、登録児童数の増加を図ります。	令和5年度は放課後児童クラブ3か所(3市)、児童館3か所(2市)の整備を支援しました。登録児童数は、前年度から747名増加しました。	B 計画どおり進んでいる	引き続き、市町村に対する施設の整備費用の補助を行い、児童の受け入れ可能数の増加を図ります。また、放課後児童支援員の人件費等の補助を行い、児童が安心して利用できる体制整備を支援します。	こども・家庭課
82	子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援	ひとり親家庭の自立支援の推進	ひとり親家庭の自立支援の推進	福祉事務所に就業支援員を配置し、ひとり親家庭や寡婦の就労に関する相談への対応や無料職業紹介等を実施します。また、出来る限り多くの登録者が就業できるよう、ひとり親に適した求人の開拓と、登録者の事情を踏まえた適切なマッチングを行います。	小県、上伊那、松本、長野の4福祉事務所に就業支援員を配置し、ひとり親家庭や寡婦1,956名の就労に関する相談を受け付けました。そして51名が就業に繋がりました。また、企業への訪問等を238回行い、求人の開拓を行いました。	B 計画どおり進んでいる	引き続き、ひとり親家庭や寡婦の就労に関する相談を受け付け、企業等への訪問も行いながら、ひとり親に適した求人の開拓と、登録者の事情を踏まえた適切なマッチングを行います。	こども・家庭課
83	子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援	ひとり親家庭の自立支援の推進	ひとり親家庭の自立支援の推進	ひとり親家庭が、子育ての時間を確保しつつ、より高い収入を得られるよう、ひとり親の看護師、介護福祉士等の資格の取得や、就労に必要な知識・技能の習得、高卒資格を得るための学び直し等に対する支援を行います。	ひとり親家庭の親が専門資格を取得するため、養成機関で修業する場合の生活費を助成する高等職業訓練促進給付金を19名に対し支給しました。また、ひとり親家庭の親が職業能力の開発のため、教育訓練講座を受講する場合の受講料を助成する自立支援教育訓練給付金を2名に対し支給しました。	B 計画どおり進んでいる	引き続き、資格の取得や、就労に必要な知識・技能の習得、高卒資格を得るための学び直し等に対する支援を行うとともに、支援制度の周知に努めます。	こども・家庭課
84	子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援	ひとり親家庭の自立支援の推進	ひとり親家庭の自立支援の推進	ひとり親家庭の経済的な自立を通じて子どもたちの福祉の増進を図るため、適正な児童扶養手当の給付に努めるとともに、子どもたちの修学や入学の支度、親の就業や技能の習得、その他様々な生活に要する資金について、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付けを行います。	児童扶養手当については、令和5年3月末現在で2,134名に対し給付を行いました。母子・父子・寡婦福祉資金の貸付については、141件102,193千円の貸付を行いました。	B 計画どおり進んでいる	引き続き、子どもたちの福祉の増進を図るため、適正な児童扶養手当の給付に努めるとともに、制度の周知に努めます。	こども・家庭課

No	項目・施策の展開			計画記載内容	令和5年度実績	令和5年度進捗度 A 計画以上に進んでいる B 計画どおり進んでいる C 計画から遅れている D 事業終了	達成状況を踏まえた今後の施策の方向性	担当課(室)
85	子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援	ひとり親家庭の自立支援の推進	ひとり親家庭の自立支援の推進	このほか、医療費の自己負担額に対する助成や、県営水道の料金の軽減、県営住宅における優先入居などにより、ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るとともに、ひとり親家庭の子どもに対する学習支援等を実施し、子どもたちの健やかな成長と自立を支援します。	市町村において医療費の自己負担額に対する助成を行い、県では県営水道の料金の軽減、県営住宅における優先入居を行いました。 また、ひとり親家庭の子どもに対する学習支援を行う市への補助事業として「子どもの生活・学習支援事業」を実施し、7市の運営費等に対して補助を行いました。	B 計画どおり進んでいる	引き続き、ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るとともに、ひとり親家庭の子どもに対する学習支援事業を実施する市町村に対し、補助を行っていきます。	こども・家庭課
86	子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援	障がい児施策の充実	地域における療育支援体制の整備	児童発達支援や放課後等デイサービスなどを行う障害児通所支援事業者の指定を促進するとともに、必要な基盤整備について計画的に支援します。	障害児通所支援事業の指定を検討する事業者に対し、事前相談等を通じて情報提供等を図り、指定申請にあたって支援を行い、令和5年度において児童発達支援11か所、放課後等デイサービス17か所、保育所等訪問支援5か所の指定を行いました。	B 計画どおり進んでいる	障害児通所支援事業の指定申請を検討する事業者に対し、事前相談等を通じて情報提供等を図り、指定申請にあたって支援を行っていく。	障がい者支援課
87	子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援	障がい児施策の充実	地域における療育支援体制の整備	医療的ケア児のライフステージに応じ、専門的な知識により支援ができる人材の養成を行うとともに、各圏域において、圏域内の資源や人材、地域性等を踏まえ、医療、福祉、保育、教育、行政が連携して、今ある資源等を有効に活用する等により、支援体制の構築を図ります。	・長野県医療的ケア児等支援センターを中心に、全県を対象に、医療的ケア児等に効果的な支援ができる人材育成のための研修を実施しました。 ・全県の医療的ケア児等支援連携推進会議を開催し、また、圏域の多職種の協議の場に参加し、圏域等医療的ケア児等コーディネータの配置促進と支援体制の強化を図りました。 ・事業所、学校等を訪問し、医療的ケア児の受け入れに必要な技術指導、助言を行いました。 ・医療的ケア児等の災害対策について市町村に対する助言・指導等を行いました。	B 計画どおり進んでいる	引き続き医療的ケア児に対する支援を適切に行うことができる人材を養成する。また、各圏域の連携推進会議において課題の共有・解決に取り組むとともに、地域の多職種連携による「支える人を支える仕組み」を構築して、医療的ケア児が地域で安心して暮らしていける体制を構築する。各圏域の医療的ケア児等コーディネータの配置を進め、地域の子どもの地域での多職種で支える仕組みの充実を目指す。	障がい者支援課
88	子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援	障がい児施策の充実	地域における療育支援体制の整備	障がい児に対し、ライフステージに応じた一貫した切れ目ない支援が行われるよう、県及び地域自立支援協議会等を活用し、医療・福祉・教育・行政関係等の連携体制の強化を図ります。	・自立支援協議会の専門部会である療育部会を開催し、地域における障がい児・者への支援体制に関する課題を共有するとともに、地域の実情に応じた相談支援等の体制整備について協議の場を設置しました。 ・療育部会において、義務教育終了後の児童に対する切れ目ない支援体制の整備ため、関係者を参集し、支援における現状の課題及び取組の共有を行いました。	B 計画どおり進んでいる	引き続き地域の自立支援協議会と連携しながら全県を通じた障がい児への支援体制・連携強化について協議を実施していく。	障がい者支援課
89	子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援	障がい児施策の充実	地域における療育支援体制の整備	市町村において、障がい児が身近な地域で療育指導等が受けられる療育機能の充実を図られるよう、県では専門性の高い相談支援や広域的な支援体制として療育コーディネーターを各圏域に配置し、市町村の取組を重層的にバックアップします。	圏域障がい者総合支援センター等への療育コーディネーターの配置により、保護者等に対して障がいのある子どもの発達や育ちに関する相談支援等を実施しました。	B 計画どおり進んでいる	引き続き圏域障がい者総合支援センター等への療育コーディネーターの配置により、保護者等に対して障がいのある子どもの発達や育ちに関する相談支援等を実施していく。	障がい者支援課
90	子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援	障がい児施策の充実	発達障がいについての支援	長野県発達障がいサポート・マネージャーを県内全ての圏域に配置し、様々な分野の支援者に対して総合的な助言や支援の橋渡しを行います。	各圏域の支援体制整備のため、教育、福祉、医療や司法などの支援機関との連携づくりを推進しています。令和5年度の連携先は10圏域合計で、延べ4,547ヶ所になりました。また、令和5年度より長野県発達障がい情報・支援センターの業務職員とし、関係機関との連携づくりを更に強化しました。	B 計画どおり進んでいる	長野県発達障がい情報・支援センターや長野県発達障がい者支援対策協議会などと連携協力しながら、発達障がい者の一貫した支援の連携体制の整備を進めます。	次世代サポート課
91	子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援	障がい児施策の充実	発達障がいについての支援	圏域に市町村サポート・コーチを配置し、市町村関係者の支援技術の向上に取り組めます。	市町村サポート・コーチを派遣し、市町村の保健師、保育士等に対し、発達障がい者への支援を円滑に実施するための相談・助言を実施しました。 令和5年度の派遣数は延べ702件でした。	B 計画どおり進んでいる	市町村サポート・コーチが行う支援を広く市町村に紹介し、支援技術の更なる向上を目指します。	次世代サポート課

No	項目・施策の展開			計画記載内容	令和5年度実績	令和5年度進捗度 A 計画以上に進んでいる B 計画どおり進んでいる C 計画から遅れている D 事業終了	達成状況を踏まえた今後の施策の方向性	担当課(室)
92	子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援	障がい児施策の充実	発達障がいについての支援	長野県発達障がい者支援センターを設置し、発達障がい児・者及びその家族への相談支援、支援関係者に対する研修、普及啓発等を実施します。	発達障がいの本人や家族からの電話相談等への対応件数は219件でした。 また、延べ約7,000人に対して研修等を実施し、関係機関の支援力向上に取り組みました。	B 計画どおり進んでいる	科学的なエビデンスに基づく情報発信や人材育成を更に進めてまいります。 また、令和6年度よりアセスメントチーム育成研修を新たに実施し、支援者の専門性確保を図ります。	次世代サポート課
93	子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援	障がい児施策の充実	発達障がいについての支援	県発達障がい者支援対策協議会において、発達障がい児・者のすべてのライフステージにおける切れ目のない支援施策の検討を行います。	医療・教育・福祉が連携した支援への理解を深めることを目的とし、合同研修会を開催しました。 また、発達障がいの正しい理解促進のため、発達障害啓発週間の取組として、ピンバッジの作成や知事と発達障がい情報・支援センター長との対談動画の公開等を行いました。	B 計画どおり進んでいる	合理的配慮の理解促進のための取組や高校生向けのアセスメントツールの作成等について協議を進めます。	次世代サポート課
94	子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援	障がい児施策の充実	発達障がいについての支援	発達障がいの基礎知識を持ち、発達障がい児・者やその家族を見守る発達障がい者サポーターを養成し、発達障がい児・者が安心して暮らせる地域づくりを進めます。	本養成講座は対面型で開催しており、新型コロナウイルス感染症を契機に実施回数が減少しました。 令和5年度は18回実施し、受講者数は461人でした。	C 計画から遅れている	講座の開催方法や周知の方法など受講者数の増加に向けた取組を、県発達障がい者支援対策協議会において検討してまいります。	次世代サポート課
95	子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援	障がい児施策の充実	発達障がいについての支援	発達障がい児・者が身近な地域で診療やその後のフォローを受けやすくするため、医療関係者間の連携の強化を図ります。	各二次医療圏ごとに、診療ネットワーク強化のための発達障がい診療地域連絡会を開催しています。 令和5年度は、9圏域で15回開催し、延べ869人が参加が参加しました。	B 計画どおり進んでいる	引き続き、二次医療圏ごとに地域連絡会を開催するとともに、事務局を信州大学医学部附属病院へ委託し助言等を受けることで、更なる医療関係者間の連携強化、支援者のスキルアップを図ります。	次世代サポート課
96	子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援	障がい児施策の充実	発達障がいについての支援	保育所保育士等を対象とした発達障がいに関する研修会を開催し、保育所等における発達支援を要する児童への対応力向上を図ります。	平成26年度から実施しており、市町村が自主的に研修会等を開催する機運が高まってきたこと、県教育委員会(信州幼児教育支援センター)が開催する研修に参加可能であることなどを踏まえ、令和3年度をもって県としてのこれまでのような関与は終了しました。	D 事業終了	—	次世代サポート課
97	子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援	障がい児施策の充実	特別支援教育の充実	認定講習において早期に免許が取得できるよう講座の開設方法を工夫するとともに、採用において免許保有者を対象とした特別支援学校枠を設けるなどの対応を引き続き実施します。	令和5年度は、認定講習受講者数826名。二種免許取得者数92名。	B 計画どおり進んでいる	令和5年度の認定講習はオンライン開催としたことで、多くの方が受講できました。免許保有者を対象とした特別支援学校教員選考については引き続き実施してまいります。	特別支援教育課
98	子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援	障がい児施策の充実	特別支援教育の充実	特別支援学校がその専門性を生かし、地域の特別な教育的ニーズのある児童生徒、保護者、担任、諸学校等に対し、要請に応じた教育相談、各校に向向いの研修会、担任への助言・援助等を行うことを通して、地域全体の連携や各学校の支援力の向上を引き続き図ります。	幼保、小・中学校、高等学校からの要請に応じて、教育相談担当者等が通常学級に在籍する不適応児童生徒への支援相談や授業のユニバーサルデザイン化の提案、就学に関する保護者向け研修、発達検査等を実施しました。 (のべ約35,437件)1校あたり約1,969件	B 計画どおり進んでいる	今後も引き続き幼保、小・中学校、高等学校からの要請に応じ、特別支援学校教育相談担当者等による教育相談の実施を継続してまいります。	特別支援教育課

No	項目・施策の展開			計画記載内容	令和5年度実績	令和5年度進捗度 A 計画以上に進んでいる B 計画どおり進んでいる C 計画から遅れている D 事業終了	達成状況を踏まえた今後の施策の方向性	担当課(室)
99	子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援	障がい児施策の充実	特別支援教育の充実	障がいのある児童生徒の一人ひとりの教育的ニーズに応じられるよう、連続的で多様な教育対応を展開できる学校体制の整備を進めるとともに、特別支援学校のセンター的機能により、地域の小中学校への巡回支援の充実を図ります。	小中学校において、1人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場の判断が適切に行うよう、通級指導教室を計画的に増設しました。(小学校8教室、中学校に6教室増設。延べ小学校45校71教室、中学校27校37教室)。小中学校からの要請に応じ、自閉症・情緒障害特別支援学級の担任で、当該障がい種に係る指導経験が3年未満の教員等に対し、特別支援学校自立活動担当教員が巡回相談支援を実施しました。(延べ1,614件)	B 計画どおり進んでいる	今後も引き続き小中学校からの要請に応じ、特別支援学校自立活動担当教員による巡回相談支援の実施を継続してまいります。	特別支援教育課